

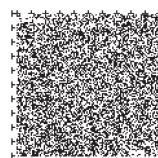
第3期 ふじみ野市地域福祉計画

豊かな心で支え合う
みんなが輝けるまち ふじみ野



ふじみ野市PR大使
「ふじみん」

令和6年3月
ふじみ野市



ごあいさつ

近年では、少子高齢化に伴う核家族化の進行や単身高齢世帯の増加により、地域生活における日常的な関わりやふれあいの機会が減少していること等から、個人と地域との繋がり希薄化が問題となっております。さらに、介護、障がい、子育て、経済的困窮など、個人や世帯が抱える生活課題については、より一層複雑化・複合化しており、それに伴い、福祉に対するニーズは多様化しております。様々な課題解決には公的な制度や支援の充実はもとより、市民同士の支え合いや助け合いが非常に重要となっております。



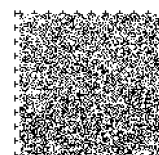
このたび策定した「第3期ふじみ野市地域福祉計画」（令和6年度～11年度）は、第2期地域福祉計画の基本理念や仕組みを継承しつつ、市民が互いに支え合い、それぞれの個性を発揮し、未来への期待を持てるまちを目指すために、「豊かな心で支え合う みんなが輝けるまち ふじみ野」を基本理念としております。

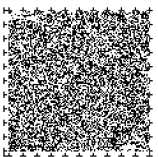
この基本理念をもとに、地域の事を「わが事」のように捉えられる、地域が一つの家族のような「あったかいまち」を実現するため、これまで築き上げてきた地域福祉の仕組みを活かしながら、誰ひとり取り残されることのないよう、包括的支援の取組の強化や、地域福祉人材の育成など、地域共生社会の実現に向けて、市民、関係団体、事業所等の皆様のご協力をいただき、推進してまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、慎重なるご審議、ご提言をいただきました地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた市民、団体、事業所の皆様に、改めて心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

ふじみ野市長 高畑 博

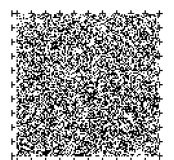


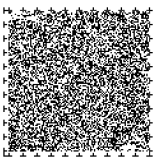


目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 地域福祉とは？	1
第2節 計画策定の背景	3
第3節 計画の位置付け	6
第4節 計画の期間	9
第5節 計画の策定体制	10
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題	12
第1節 地域特性	12
第2節 統計から見る現状	13
第3節 アンケート調査結果から見る現状	21
第4節 関係団体ヒアリングから見る現状	35
第5節 第2期計画の評価と課題	43
第6節 本市の地域福祉をめぐる主な課題	50
第3章 計画の目指す方向性	52
第1節 基本理念	52
第2節 基本目標	53
第3節 施策の体系	54
第4章 計画の推進に向けて	56
第1節 計画の普及・啓発活動	56
第2節 協働による計画の推進体制	56
第3節 「誰一人取り残さない社会」の実現	57
第4節 重層的支援体制整備事業の実施	58
第5節 計画の進行管理	59
各論Ⅰ 地域福祉と一体的に推進する項目	60
第1章 成年後見制度利用促進基本計画	60
第2章 再犯防止推進計画	61
各論Ⅱ 基本施策	62
基本目標Ⅰ 地域づくり ～誰もが気軽につながり合える地域～	62
基本目標Ⅱ 関係づくり ～互いの個性を活かし、支え合う関係～	68
基本目標Ⅲ 体制づくり ～受け止め、垣根を越える支援体制～	74
資料編	79
1 計画の策定経過	79
2 ふじみ野市地域福祉計画審議会	81
3 ふじみ野市地域福祉計画庁内策定・推進会議	84

（目次裏）





第1章

計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは？

地域福祉の「福祉」という言葉の意味はどのようなものでしょうか。

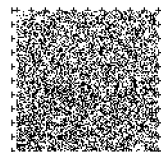
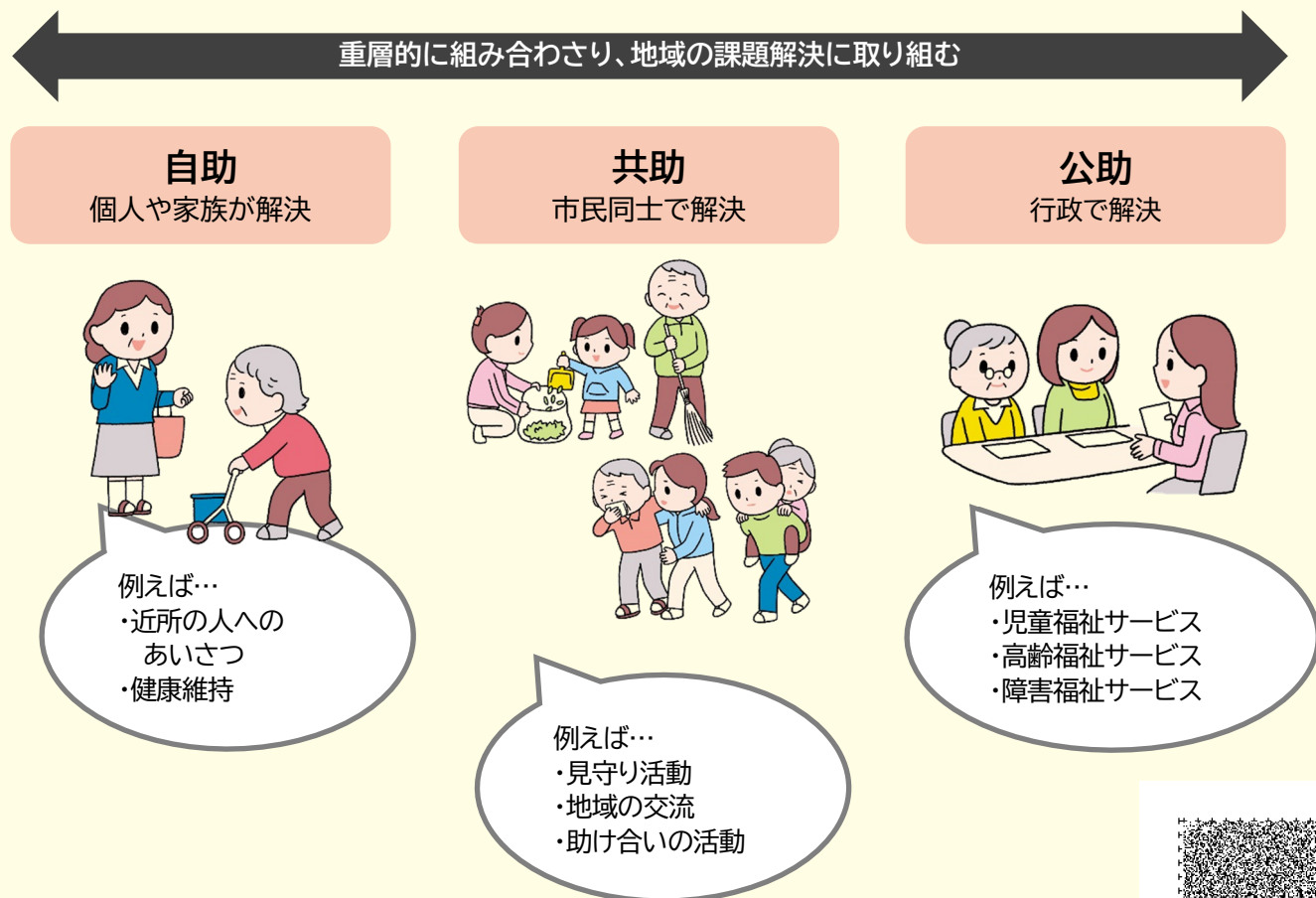
「福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉等といった対象者ごとに分かれた「行政等によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけではなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要です。

重要な視点として、①個人や家族で解決できることに取り組む「自助」、②個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決する「共助」、③行政が解決する「公助」があります。

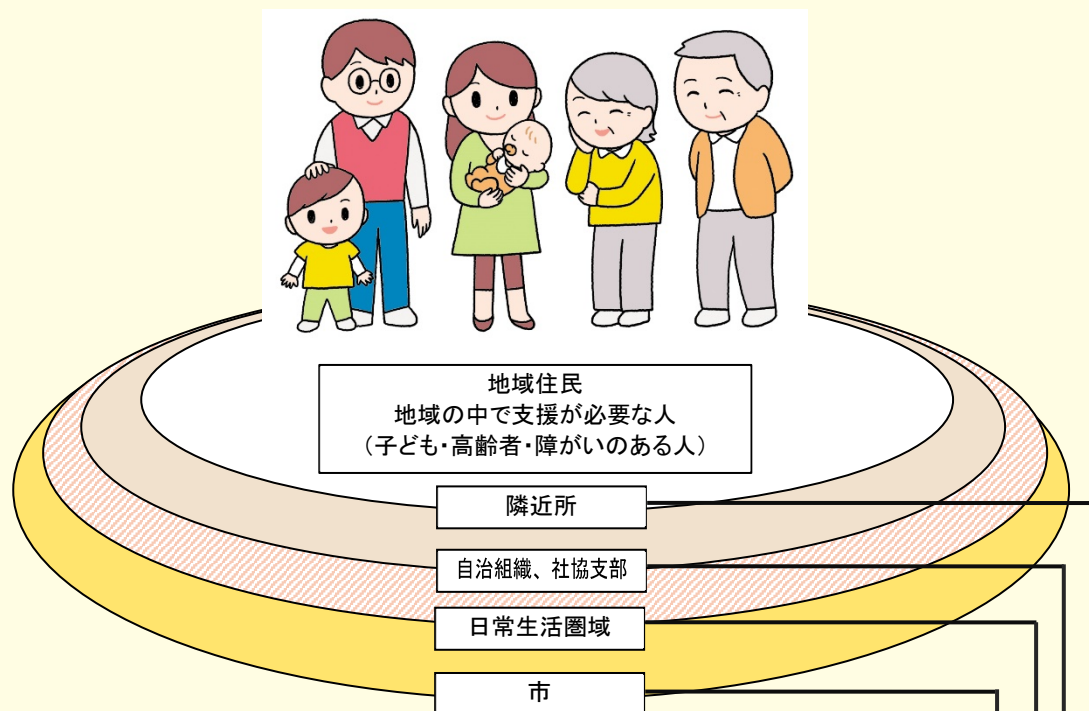
市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等がそれぞれの役割の中で、協働の関係をつくり、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせて助け合う福祉を地域福祉といいます。

■自助・共助・公助のイメージ



■地域の範囲

隣近所や自治組織等、住民に最も身近な活動から全市的な取組まで、取組内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりを目指します。



■各階層ごとに期待される役割

隣近所：

○見守りや声掛けによる身近な助け合いなど

自治組織、社協支部：

○各種行事による交流・社会参加活動、生活課題の把握などを行い、助けを必要とする人に地域住民と一緒にって対応すること、身近な相談窓口など

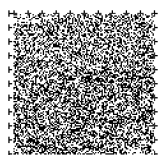
日常生活圏域：

○コミュニティ※1 同士の連携体制の充実、関係団体との連絡調整、地域課題の共有など

市：

○相談体制の充実、情報提供、サービス調整、関係機関との連絡調整など、地域福祉全般のとりまとめ

資料：「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」参照作成

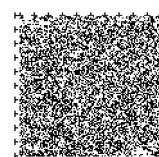


※1 コミュニティ：共同体。共同社会のこと。ここでは、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

第2節 計画策定の背景

1. 国・埼玉県の動向

平成28年 (2016)	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定める 翌平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定
	ニッポン一億総活躍プラン 子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現することが示される
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 再犯防止についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定める 翌平成29年には「再犯防止推進計画」が閣議決定
平成29年 (2017)	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」成立
	「社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となる(第107条) 包括的な支援体制の整備(第106条の3第1項各号)や福祉分野共通で取り組む項目(第107条第1項第1号)が、計画に盛り込むべき事項として定められた
令和2年 (2020)	「埼玉県ケアラー支援条例」施行 ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように支援することを規定
令和3年 (2021)	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められる
	「孤独・孤立対策の重点計画」策定 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた
	「第6期埼玉県地域福祉支援計画」策定
令和4年 (2022)	「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」施行 ひきこもり支援に関し、基本理念を定め、県の責務および民間支援団体等の役割を明らかにするとともに、民間支援団体等による支援を推進するために必要な事項を定める
	「孤独・孤立対策の重点計画」改定
	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定
令和5年 (2023)	「第二次再犯防止推進計画」策定
	こども基本法の施行、こども家庭庁の設置 日本が平成6(1994)年に批准した子どもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立、内閣府の外局としてこども家庭庁が令和5年4月1日に設立
	「孤独・孤立対策推進法」成立 孤独・孤立対策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を定める 令和6年4月1日施行



主なトピック

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



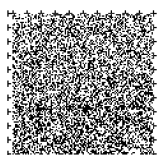
厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

「埼玉県ケアラー支援条例」

埼玉県は、全国初のケアラー※2支援に関する条例として、令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とし、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県・市町村・関係機関等が連携し、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように支援することを規定しています。



※2 ケアラー：高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。うち、18歳未満の者をヤングケアラーという。ケアを理由に進学、部活動などをあきらめ、教育や友人との交流を通じて人間として成長する重要な時期をケアに費やしてしまい、社会とのつながりもなくなってしまうことがある。

2. ふじみ野市の動向

ふじみ野市は、上福岡市と大井町が平成17年10月1日に合併し、誕生しました。その後、平成25年3月、「豊かな心で支え合う 思いやりのまち ふじみ野」を基本理念とする「ふじみ野市地域福祉計画～ふじみ野市あったか大作戦～」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

平成30年には、「第2期ふじみ野市地域福祉計画」を策定し、「やるしかない!一人ひとりが育むまち」というキャッチフレーズのもと、基本理念に「豊かな心で支え合う 安全と安心なまち ふじみ野」を掲げ、その達成に向けた基本目標や重点項目を示した計画に基づき取組を進めてきました。

計画期間中、単身高齢者や生活保護受給者等、支援を必要とする人が増加し、それぞれが抱える問題も複雑化しています。複合的な課題に対応するためには、公的なサービスによる支援だけではなく、地域のつながりの中で解決に取り組む、地域共生社会の実現が不可欠となっています。

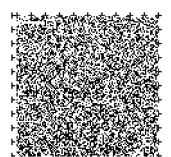
そのような地域共生社会の実現に向け、様々な法整備が行われる中、平成30年には、地域共生社会実現に向けた国のモデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の実施とともに、社会福祉協議会との官民協働による包括的支援体制の構築を図り、総合相談窓口「ふくし総合相談センターよりそい」を開設し、コミュニティソーシャルワーカー※3を配置しました。令和元年には、「地域力強化推進事業」を開始し、「ふくし総合相談センターよりそい」のサテライトとして、「ふくし総合相談センターにじいろ」を開設しました。

令和4年には、「重層的支援体制整備事業」を開始し、それまで実施していた「断らない相談窓口」を継承しつつ、庁内外の支援機関同士の重層的な相談体制の強化を図りました。

また、令和2年に成年後見制度の利用促進に向けた中核機関として「ふじみ野市成年後見センター」を開設し、認知症、知的障がい、精神障がい等があることにより、財産の管理や日常生活に支障のある人が成年後見制度を的確に利用できるよう、支援体制の構築を行いました。

このような本市の取組や実情、新たな国・県の動向をふまえ、令和6年度を計画の初年度とする「第3期ふじみ野市地域福祉計画」を策定します。

※3 コミュニティソーシャルワーカー:地域単位、市町村単位で、公的サービスを提供する機関や社会資源をコーディネートすることにより、表面化していないニーズを発見したり、公的サービスと地域における支え合いの取組とを組み合わせ、最適な支援を提供する役割を担う人のこと。



第3節 計画の位置付け

1. 計画の法的根拠

社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

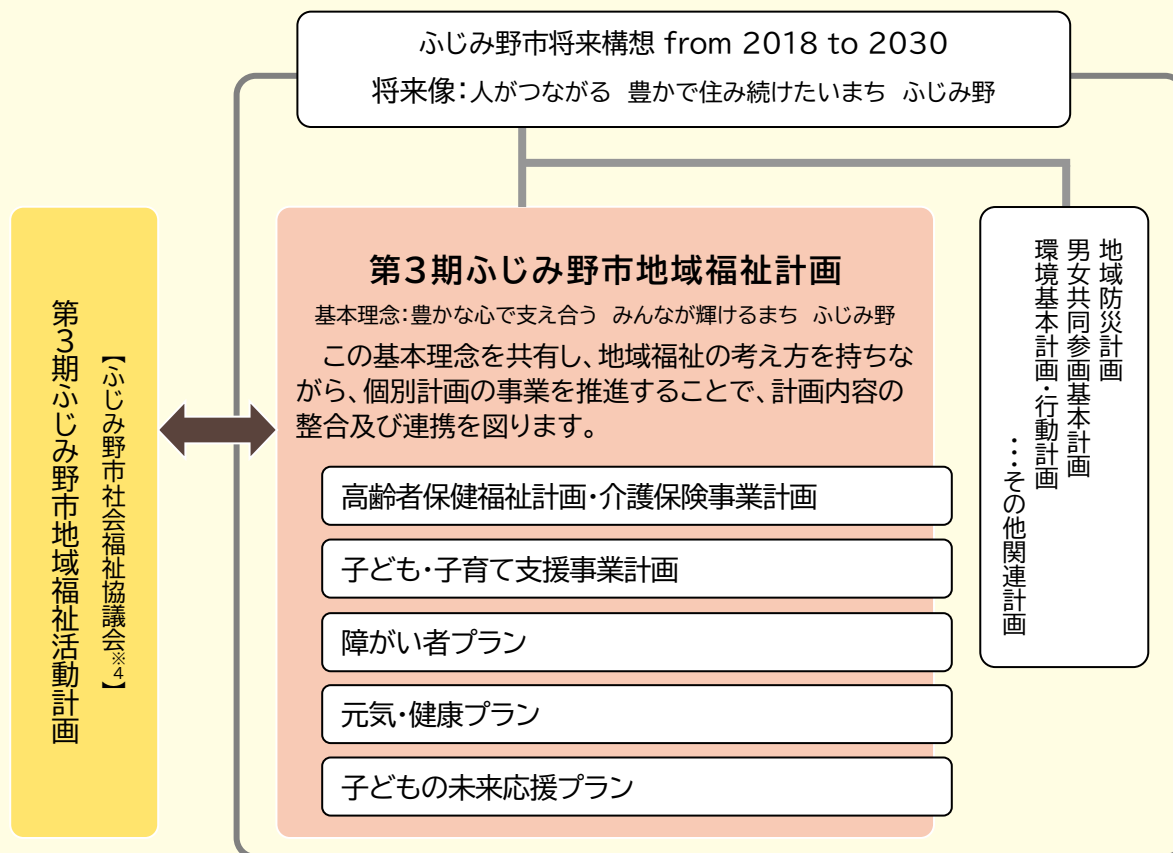
また、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」並びに再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとし、本市における福祉施策の総合的な計画として策定します。

2. 本計画の位置付け

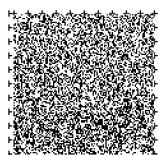
本計画は、埼玉県地域福祉支援計画と整合を図るものです。また、市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」の分野別計画としての性格を持っています。

さらに、高齢者、障がい者及び児童等の福祉に関する市の関連分野別計画との整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般に渡る福祉の向上を図ることを目的とします。

■計画の位置付け図



※4 社会福祉協議会:地域福祉の推進のために、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関によって組織化された民間福祉団体。平成12年に社会福祉事業法の社会福祉法への改正によって、活性化に向けた方向性として、1)事業者に加え市民やボランティア、NPO等の活動参加の明確化、2)公益的事業を担う役割の明確化、3)複数の市町村を範囲とした設立が可能、などが示された。



ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030(抜粋)

後期基本計画における地域福祉の取組

分野3 子育て・福祉 ～みんなで支え合う 思いやりのあるまち～

施策8 地域福祉 ―地域で助け合って暮らせるまちを目指します―

施策の目標

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できるよう、地域共生社会の実現を目指します。また、地域でふれあい、支え合うことで、誰もが自分らしく主体的に社会参加することができる地域環境の仕組みづくりに取り組みます。

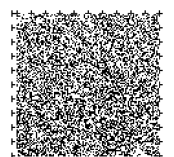
施策目標の実現に向けた取組

(1) 地域支援体制の充実

- 啓発活動を通じて地域福祉に対する市民の福祉意識の高揚に努め、地域住民相互の支え合い活動を促進します。
- 民生委員・児童委員が地域福祉の相談役として力を発揮できるよう活動環境の充実を図ります。
- 地域の支え合いの体制づくりを目指し、住民同士が検討する場として、生活圏域ごとに設置された第二層協議体の活動を支援する生活支援コーディネーターを設置します。
- 支援を必要とする人を地域で支えるためのネットワーク化を推進し、地域力の強化を図るためコミュニティソーシャルワーカーを配置します。

(2) 地域福祉活動の推進

- 多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、福祉サービスに関する情報提供を行い、市民の社会参加を促進します。
- 成年後見センターにおいて、障がい、認知症等による判断能力の低下した人の成年後見制度に関する相談を行います。



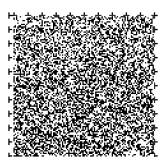
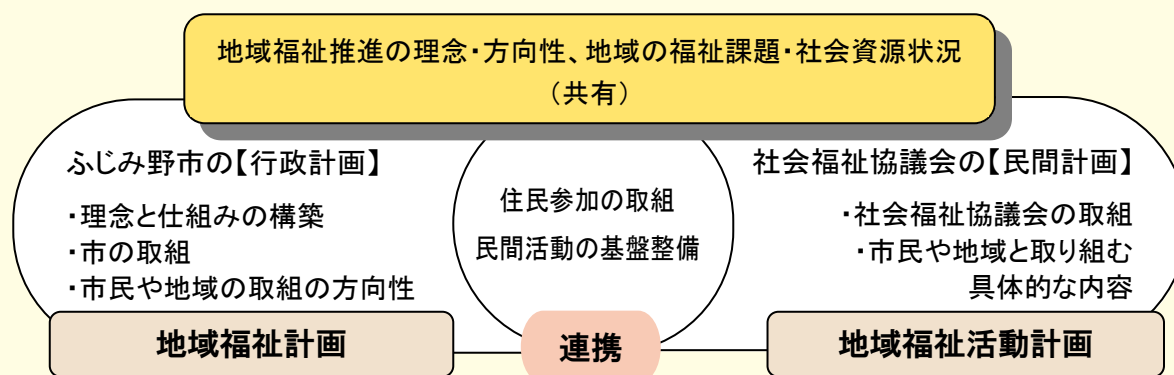
3. ふじみ野市地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を目的とする団体として明確に位置付けられており、市民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を目指して事業の企画・実施等を行うと規定されています。そのような中、社会福祉協議会では、地域福祉の活動を計画的に進めるため、令和6年3月に「第3期ふじみ野市地域福祉活動計画」を策定しました。

この地域福祉活動計画は市民参加の活動を進め、市民や地域が主体となって行動していくことを目的とした計画です。

地域福祉計画の推進に当たっては、本市としての地域福祉の「理念・仕組み」をつくる本計画と、社会福祉協議会が市民とともに地域のためにどのような取組を行うかを定めた「ふじみ野市地域福祉活動計画」とが車の両輪のように相互に共有し連携を図ります。

■本計画とふじみ野市地域福祉活動計画との関係



第4節 計画の期間

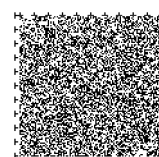
本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

■計画の期間図

令和 年度		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
計画名													
ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030		基本構想【平成 30(2018)～令和 12 年度(2030)】											
							後期基本計画						
ふじみ野市地域福祉計画							計画期間（第 3 期）						
ふじみ野市子どもの未来応援プラン				計画期間(第2期)									
ふじみ野市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画							計画期間 (第9期)						
ふじみ野市障がい者プラン	障がい者基本計画			計画期間(第4期)									
	障がい福祉計画						計画期間 (第7期)						
	障がい児福祉計画						計画期間 (第3期)						
ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画				計画期間(第2期)									
ふじみ野元気・健康プラン							計画期間(第2期)						
ふじみ野市地域福祉活動計画							計画期間(第3期)						

※ふじみ野市子どもの未来応援プラン及びふじみ野市子ども・子育て支援事業計画は第3期計画(令和7年度～令和11年度)から双方を統合した計画を策定します。



第5節 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、地域福祉計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する方及びその他福祉活動に関わる方の意見を反映させるため、様々な手法を取り入れました。

1. アンケート調査

地域との関わりや地域活動への参加状況などの実態について、その傾向を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きすることを目的として、18 歳以上の市民 2,000 人を対象とする一般市民調査(以下「市民アンケート」という。)と、市内で福祉・介護・医療・教育・保育機関で業務を行う職員及び民生委員・児童委員、自治組織、保護司、NPO・ボランティア団体を対象とする専門職・地域福祉活動関係者調査(以下「専門職等アンケート」という。)を実施しました。

■アンケート概要

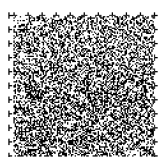
	市民アンケート	専門職等アンケート
標本数	2,000 人	332 票(郵送:215 票、手渡し配付:117 票)
抽出法	住民基本台帳から、無作為に抽出	—
調査期間	令和4年9月5日～10月5日	令和4年8月25日～11月30日
調査手法	調査票による本人記入方式 郵送配布・郵送または WEB 回収	調査票による本人記入方式 手渡し及び郵送配布・郵送または WEB 回収
回収結果	回収数:725 件 (紙面:510 件、WEB:215 件) 回収率:36.3%	回収数:183 件 (紙面:113 件、WEB:70 件) 回収率:55.1%

2. 関係団体ヒアリング調査

地域の現状・課題、取組事例、解決アイデアをお伺いすることを目的として、地域福祉活動の担い手である自治組織連合会役員を対象とする自治組織ヒアリング調査と、地域の活動拠点の運営や就労支援に取り組む団体・事業所への社会とのつながりづくりに向けたヒアリング調査、次代を担う中学生市民を対象とする中学生ヒアリング調査を実施しました。

■自治組織ヒアリング調査の概要

調査対象	ふじみ野市自治組織連合会役員(12 名)
調査期間	専門職・地域福祉活動関係者調査票配布:令和4年8月～11月18日 ヒアリング調査:令和4年11月30日(自治組織連合会役員会終了後)
ヒアリング方法	グループヒアリング



■社会とのつながりづくりに向けたヒアリング調査の概要

対象団体	【地域の居場所づくりに取り組む団体】 ●(一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク(子どもの学習・生活支援業務受託業者) ●認定栄養ケア・ステーションほほえみーる ●わくわく食堂((特)わくわくみらい応援団) ●コミュニティ広場にこまる 【就労支援団体】 ●ジョブスポットふじみ野※5 ●ふじみ野市ふるさとハローワーク
対象者数	専門職・地域福祉活動関係者調査票又は事前シートを配付し、結果をふまえてヒアリング
調査期間	事前シート配布時期:令和4年10月下旬～ ヒアリング実施期間:令和4年11月中旬～12月上旬

■中学生ヒアリング調査の概要

調査対象	市内中学校に通う生徒10名程度(葦原中学校・大井西中学校)
調査期間	事前シート配布:令和4年10月上旬～中旬 ヒアリング実施:令和4年11月8日、10日
ヒアリング方法	事前ワークシートを市より配布、その後グループヒアリング

3. 地域福祉計画審議会

学識経験者、公募市民や地域で活動する団体の関係者で構成された「ふじみ野市地域福祉計画審議会」において、計画の内容を検討しました。

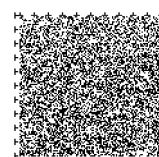
■審議会グループワークの様子



4. 地域福祉計画庁内策定・推進会議

庁内関係各課長で構成された「ふじみ野市地域福祉計画庁内策定・推進会議」において、計画の内容を検討しました。

※5 ジョブスポットふじみ野:市の福祉部門と連携して、職業紹介を行うハローワークの出先機関。本市においては、市役所本庁舎2階に設置されている。



第2章

本市の地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 地域特性

1. 地理的条件

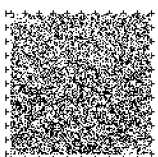
本市は、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

市の地勢は、東西が約 7.5km、南北が約 6km、面積は 14.64km² で、武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

地質は、関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林等の自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林等、緑豊かな環境が保全されています。

2. 交通

市の東部には国道 254 号バイパスが、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には国道 254 号(川越街道)が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。



第2節 統計から見る現状

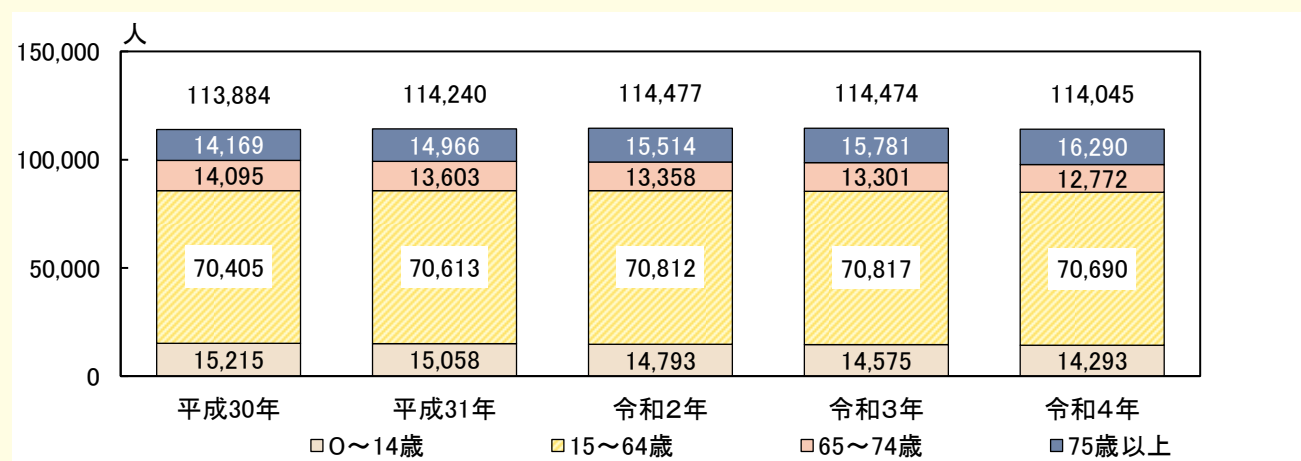
1. 人口・世帯の状況

本市の総人口の推移を見ると、令和2年まで年々増加していましたが、令和3年から減少し、令和4年では114,045人となっています。

年齢4区分別人口を見ると、平成30年から15歳未満と65～74歳は減少、15～64歳と75歳以上は増加し、特に75歳以上は2,121人増加しています。令和4年時点での高齢化率は25.5%となっています。

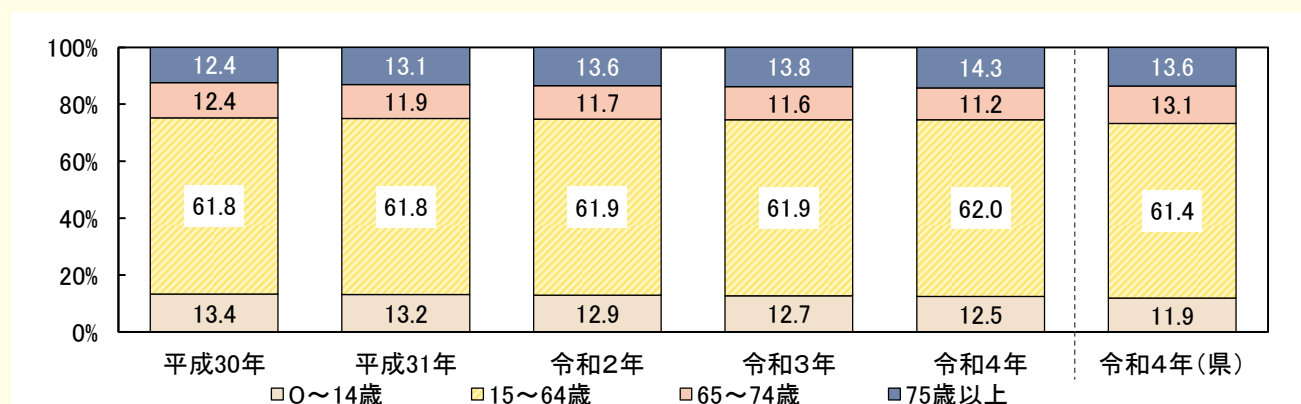
年齢4区分別人口比を埼玉県と比較すると、65～74歳以外の区分が県よりも高い割合となっています。

■総人口及び年齢4区分別人口の推移

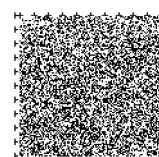


資料：年齢別人口調査表(各年4月1日現在)

■年齢4区分別人口比の推移



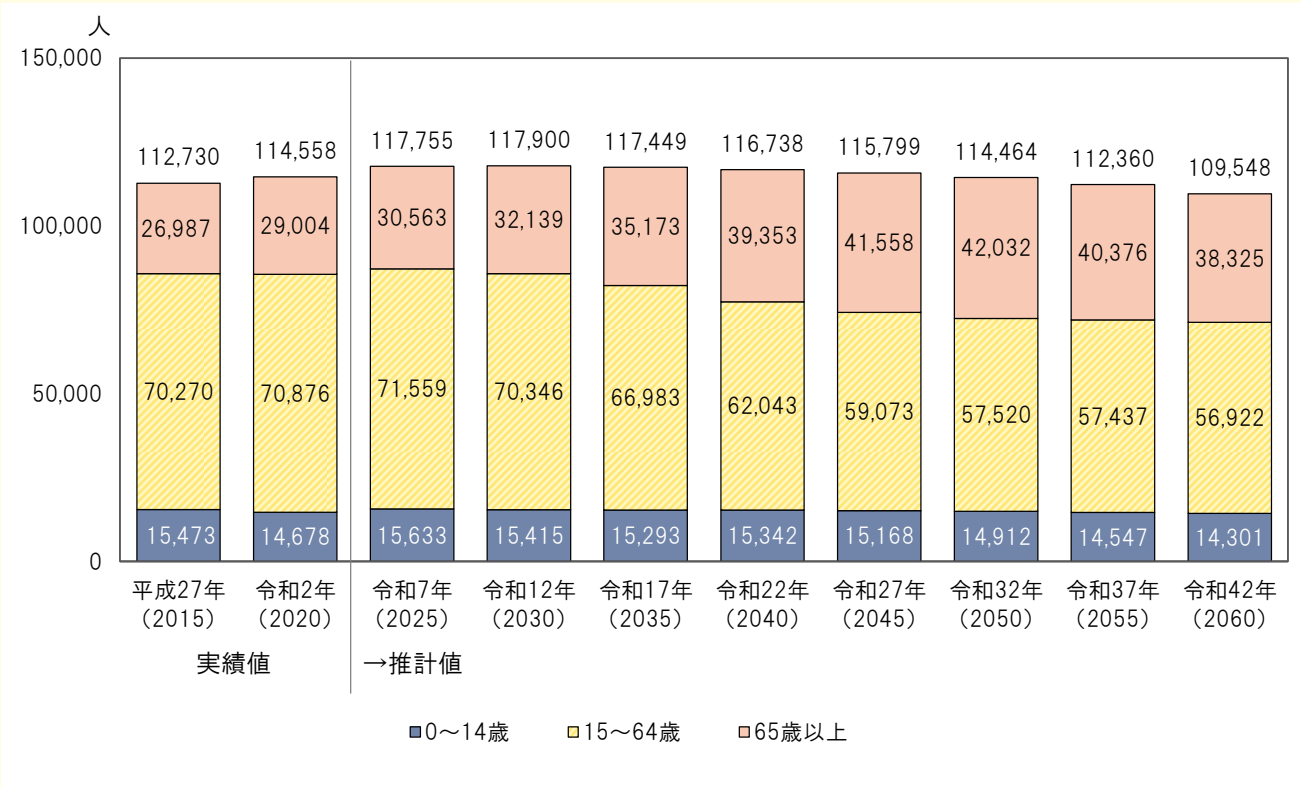
資料 ふじみ野市：年齢別人口調査表(各年4月1日現在)
埼玉県：町(丁)字別人口調査(令和4年1月1日現在)



人口の推計を見ると、令和 12 年(2030)までは人口の増加が予測されるものの、令和 17 年(2035)以降は減少に転じています。一方で 65 歳以上の人口は令和 27 年(2045)までに4万人を超えることが予測されています。

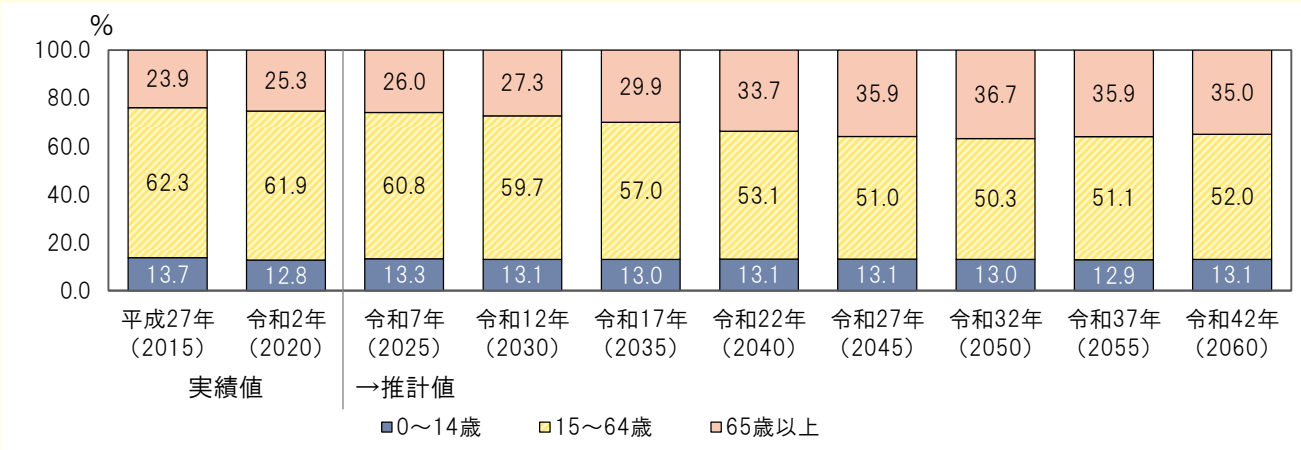
人口割合の推計を見ると、令和 22 年(2040)には 65 歳以上割合が3割を超えることが予測されています。

■人口の推計

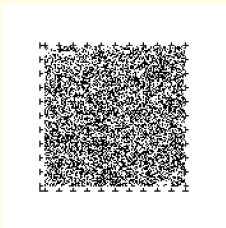


資料 実績値:住民基本台帳(各年 10 月1日現在)
推計値:住民基本台帳より算出した本市の独自推計

■人口割合の推計



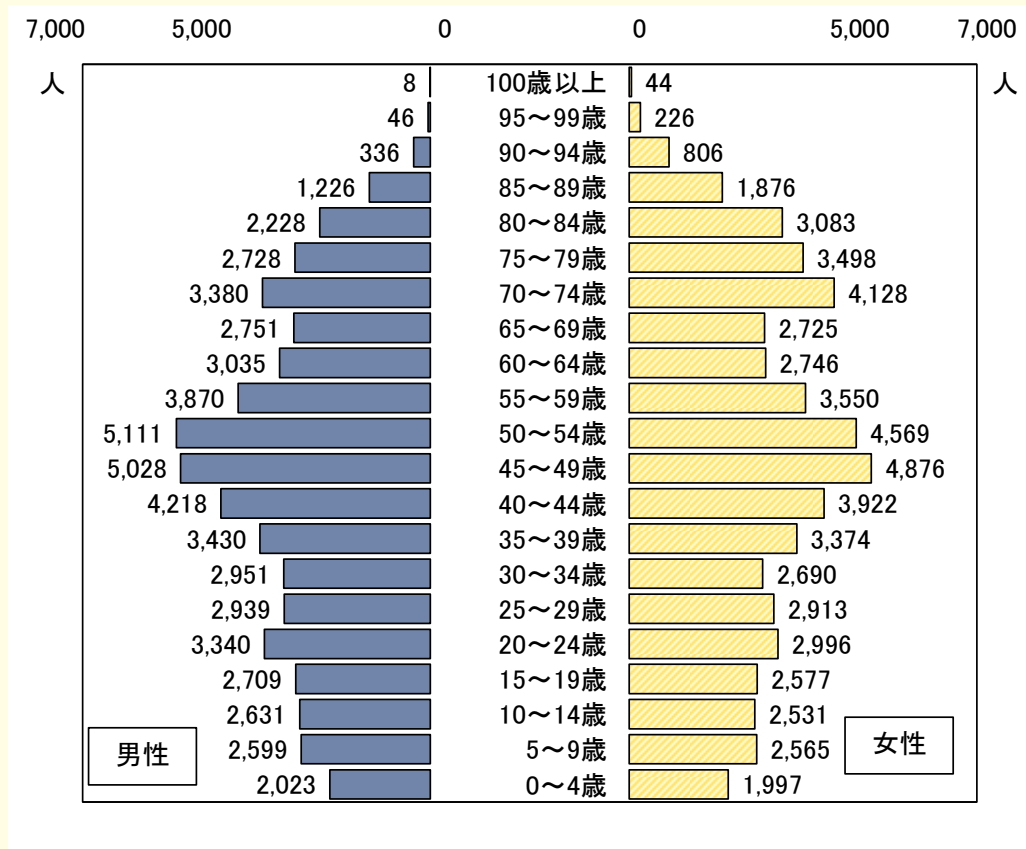
資料 実績値:住民基本台帳(各年 10 月1日現在)
推計値:住民基本台帳より算出した本市の独自推計



5歳階級別人口構成を見ると、40歳代、50歳代前半のほか、70歳代前半が多くなっています。

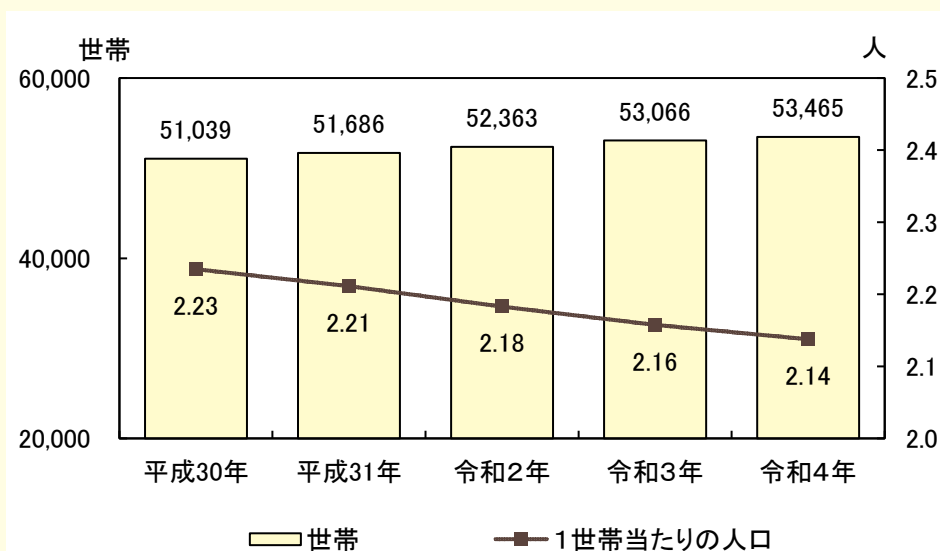
世帯数の推移を見ると、年々緩やかに増加しています。また、1世帯当たり人口は年々減少し、令和4年時点では2.14人と、世帯の小規模化が進んでいます。

■ 5歳階級別人口構成

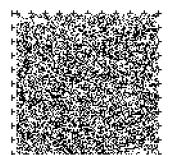


資料：年齢別人口調査表(令和4年1月1日現在)

■ 世帯数及び1世帯当たり人口の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

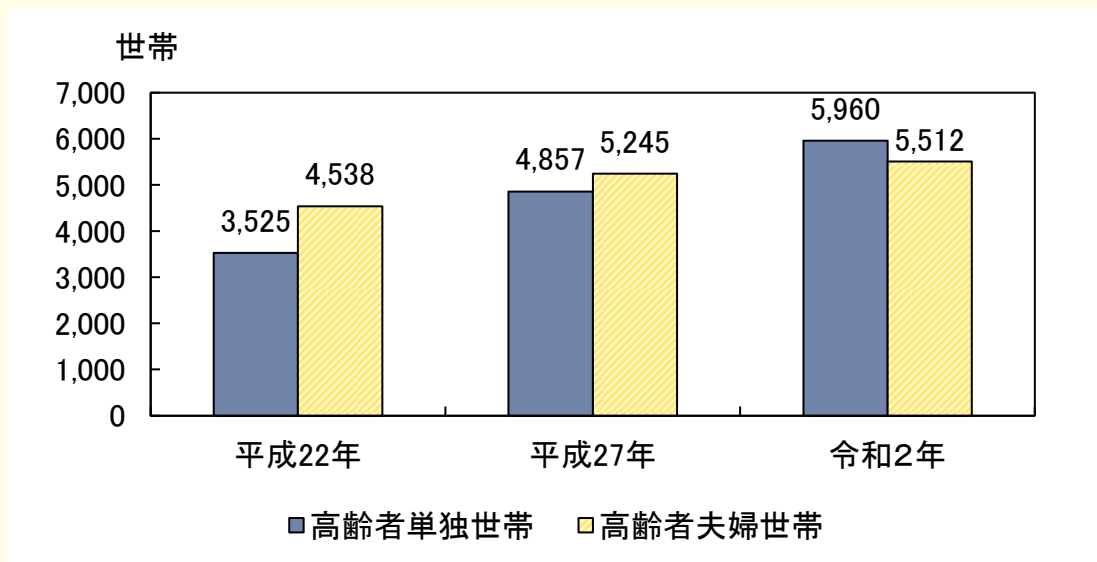


2. 高齢者の状況

高齢者のいる世帯について見ると、令和2年で高齢者単独世帯は 5,960 世帯、高齢者夫婦世帯は 5,512 世帯と単身世帯が夫婦のみ世帯を追い抜く数値となっており、高齢者単独世帯は10年間で約1.7倍に増加しています。

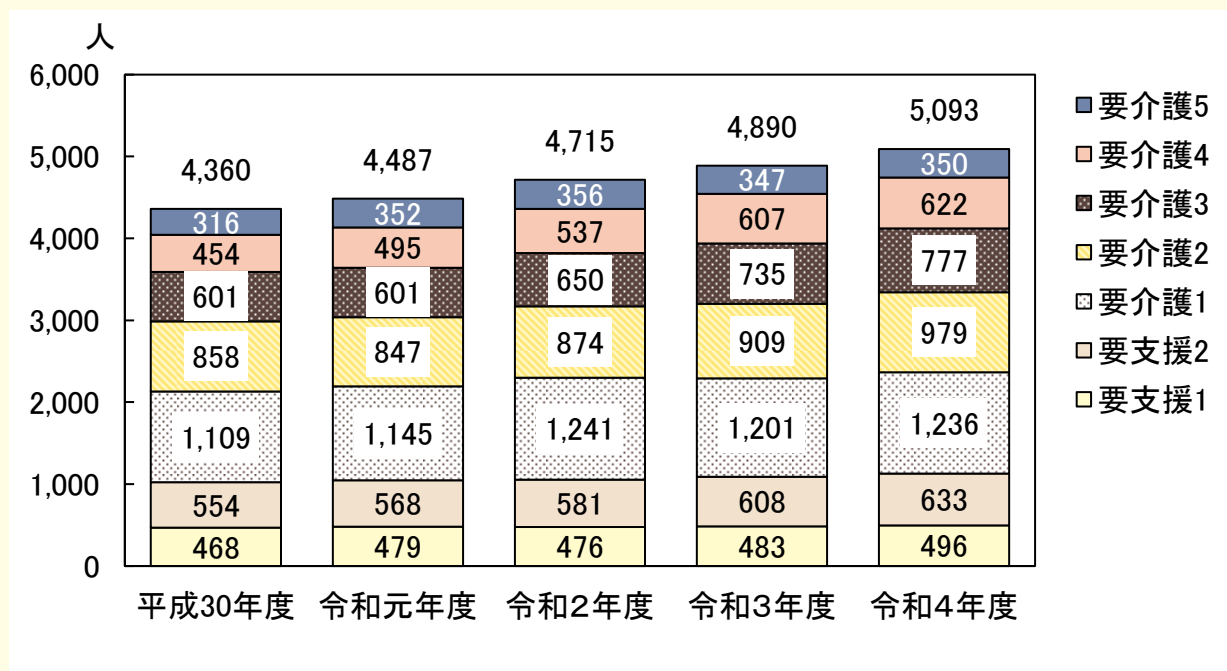
要介護認定者数の推移を見ると、年々増加傾向にあり、令和4年度で 5,093 人となっています。

■高齢者のいる世帯の推移

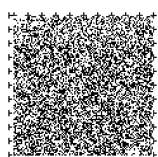


資料：国勢調査

■要介護認定者数の推移



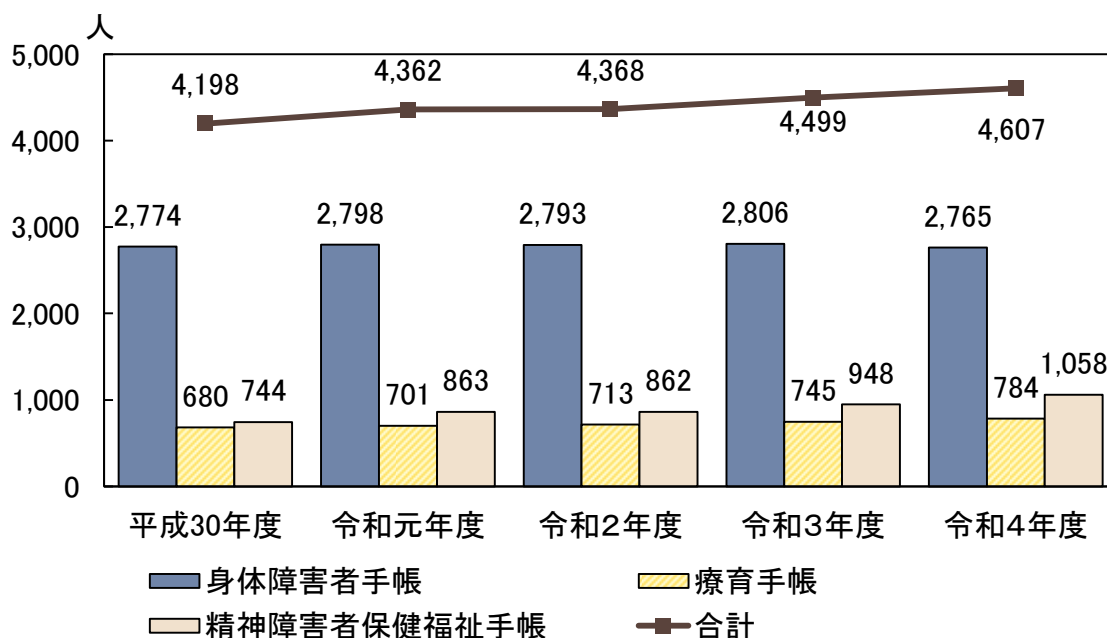
資料：高齢福祉課(各年度 3 月 31 日現在)



3. 障害者手帳交付数の状況

各障害者手帳の交付状況を見ると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の交付者は5年間で約 1.4 倍に増加しています。

■障害者手帳の交付状況の推移



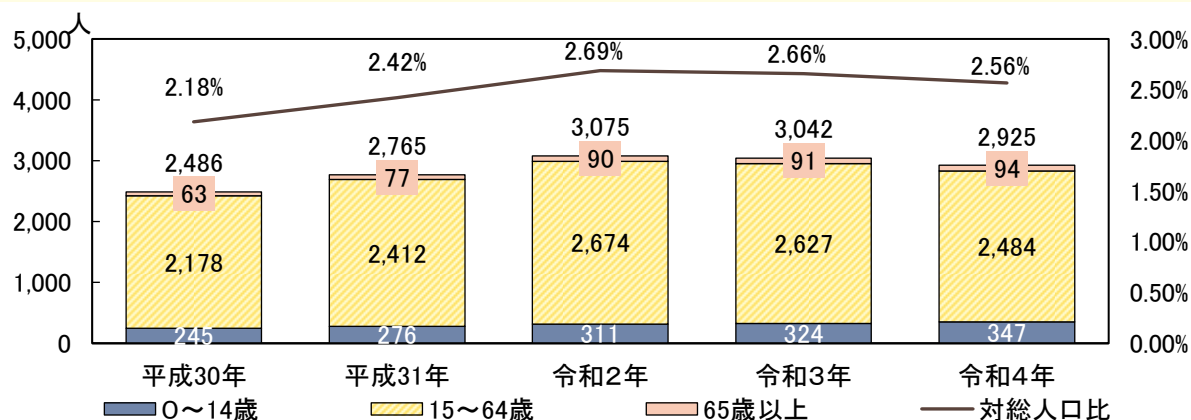
資料:障がい福祉課(各年度3月 31 日現在)

4. 外国籍市民の状況

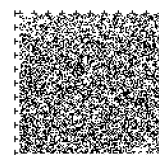
外国籍市民は、令和4年で 2,925 人と、総人口の 2.6%を占めています。

年齢別にみると、15～64 歳が令和3年以降減少しているものの、14 歳未満と 65 歳以上は年々増加しています。

■外国籍市民の推移



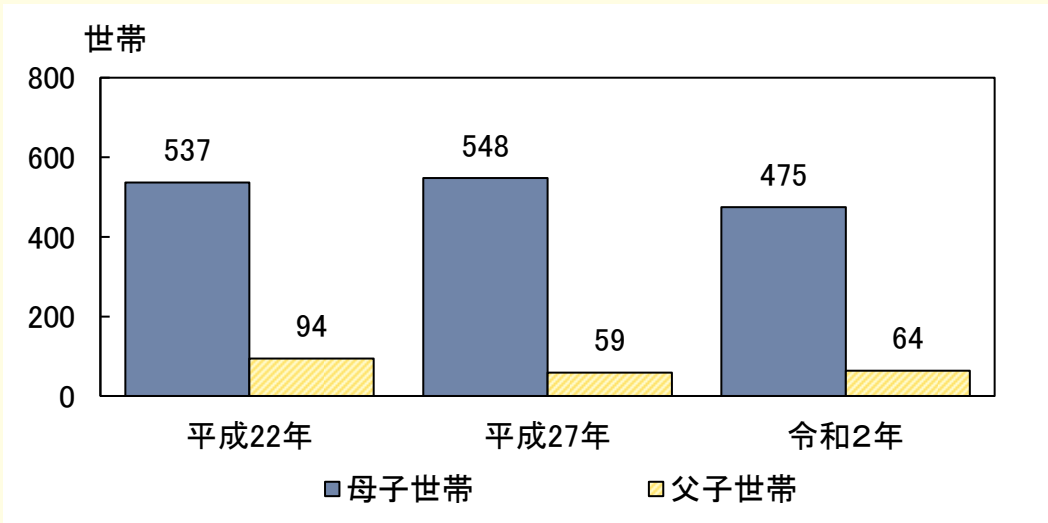
資料:年齢別人口調査表(各年4月1日現在)



5. ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数の推移を見ると、母子父子世帯のいずれも概ね減少傾向にあります。

■ひとり親家庭数の推移



資料：国勢調査

6. 生活困窮世帯等の支援の現状

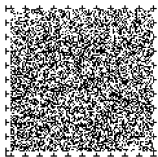
生活困窮者自立相談支援窓口(「ふくし総合相談センター」)による相談支援件数をみると、特に令和2年度で多くなっています。

市民及び関係機関等へ広く周知した結果、新規相談及び関係機関等からの相談件数の増加につながっています。

■生活困窮者自立相談支援窓口による相談支援件数（実質支援件数）

平成 29 年度	380 件
平成 30 年度	392 件
令和元年度	538 件
令和 2 年度	1,203 件
令和 3 年度	743 件
令和 4 年度	489 件

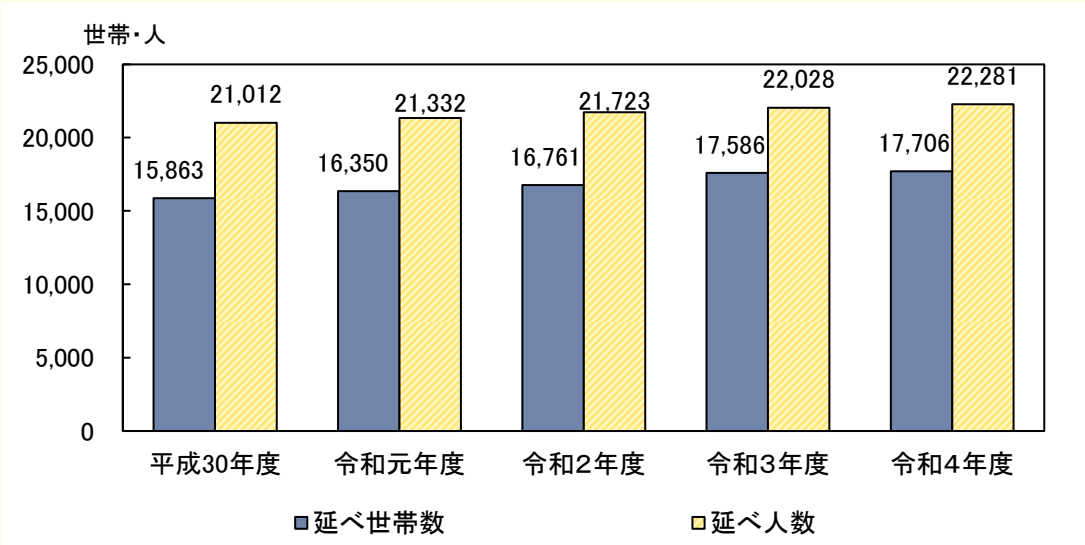
資料：地域福祉課(各年度 3 月 31 日現在)



7. 生活保護世帯の状況

生活保護世帯の推移を見ると、生活保護世帯数・生活保護受給者数いずれも年々増加傾向にあります。
生活保護世帯数の世帯類型別の推移を見ると、単身高齢者世帯が多く、また令和2年度を除き、年々増加しています。

■生活保護世帯数及び生活保護人数の推移



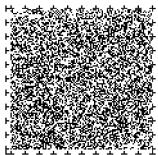
資料:生活福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

■生活保護世帯数の世帯類型別の推移

年度	単身世帯			2人以上の世帯			
	高齢者世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯
平成 30 年度	619	223	191	64	79	45	110
令和元年度	645	240	205	67	71	42	111
令和2年度	610	240	269	64	70	36	119
令和3年度	679	228	283	69	71	36	98
令和4年度	681	238	295	63	66	22	122

※保護停止中の世帯を除く。

資料:生活福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

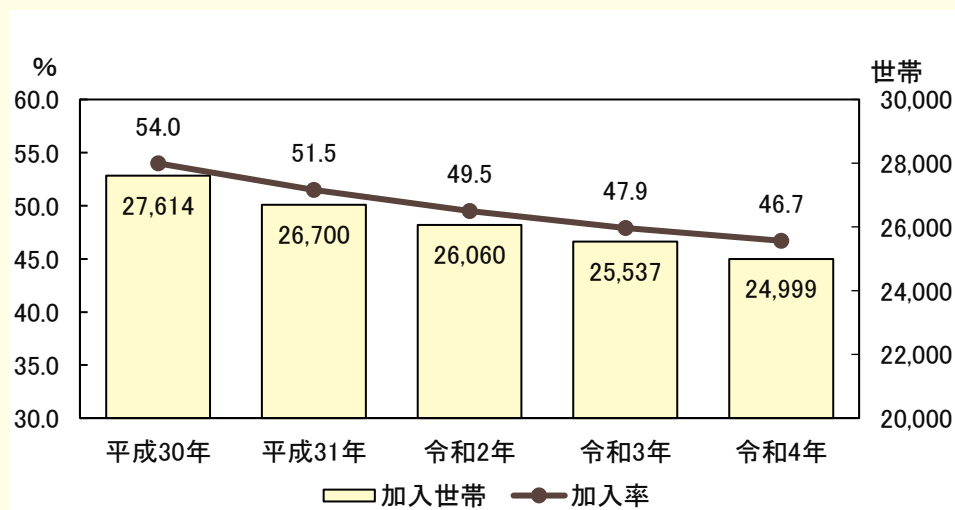


8. 地域活動等の状況

自治組織加入世帯数及び加入率の推移を見ると、減少傾向にあり、令和2年以降5割を下回っています。

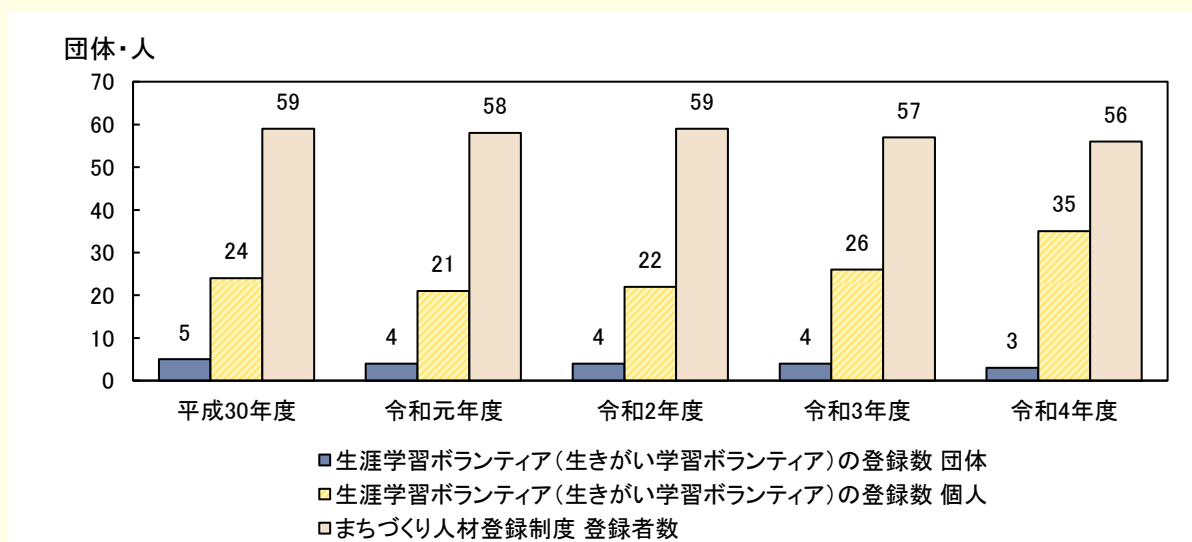
ボランティア登録団体・登録人材の推移を見ると、生涯学習ボランティアの登録団体数は減少していますが、個人の登録数は令和元年度以降増加しています。まちづくり人材登録制度の登録者数は、横ばいで推移しています。

■自治組織加入世帯数及び加入率の推移

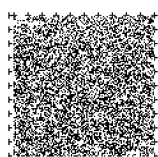


資料:協働推進課(各年4月1日現在)

■ボランティア登録団体・登録人材の推移



資料:生涯学習ボランティア(生きがい学習ボランティア)は協働推進課(各年度3月31日現在)
まちづくり人材登録制度は経営戦略室(各年度3月31日現在)

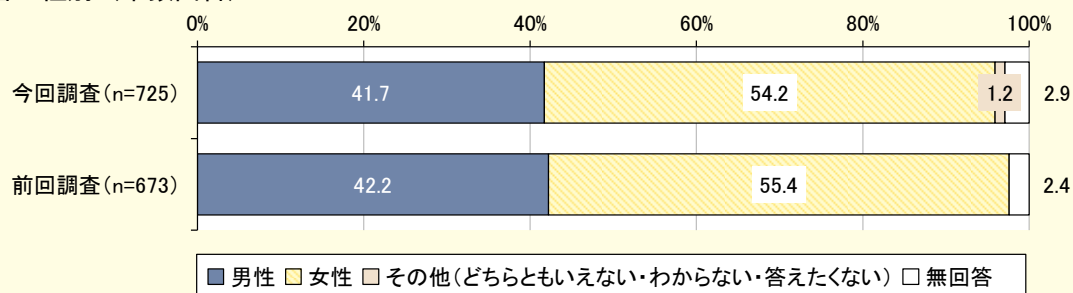


第3節 アンケート調査結果から見る現状

1. 市民アンケートの結果

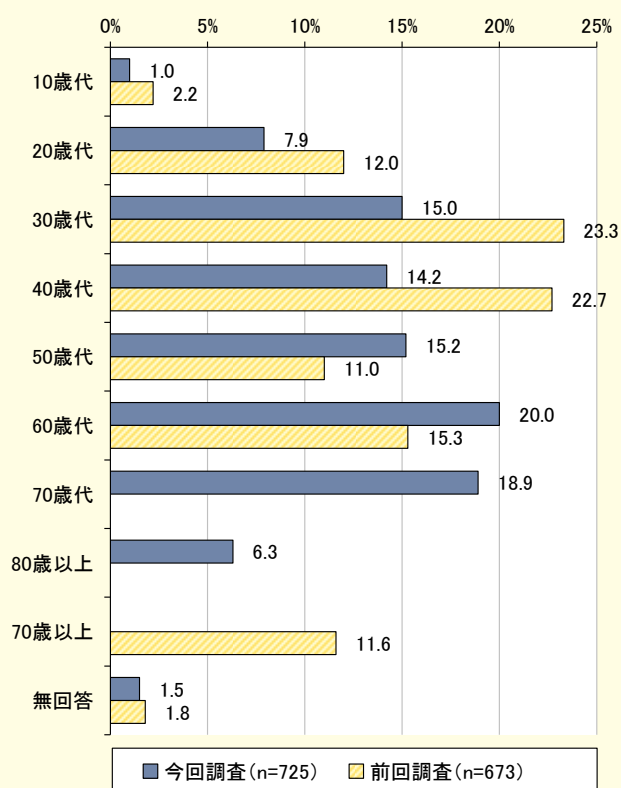
(1) 回答者の属性

■回答者の性別（単数回答）



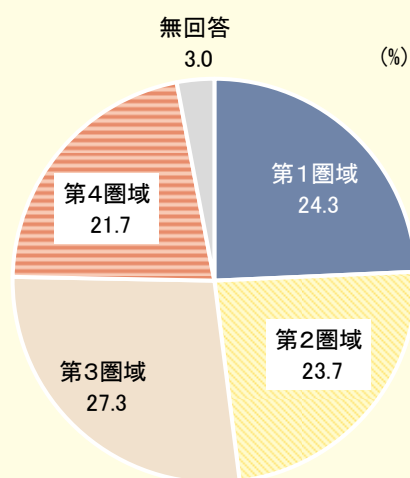
※「その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）」は今回調査のみの選択肢。

■回答者の年代（単数回答）



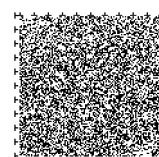
※「70歳代」「80歳以上」は今回調査のみの選択肢。
「70歳以上」は前回調査のみの選択肢。

■回答者の居住地区（日常生活圏域）（単数回答）



圏域	地区
第1圏域	池上、上ノ原、上野台、大原、川崎、北野、清見、駒林、駒林元町1～2丁目、新駒林、新田、滝、築地、水宮、仲、中ノ島、中丸、長宮、中福岡、西原、花ノ木、福岡、福岡新田、松山、本新田、元福岡、谷田
第2圏域	霞ヶ丘、上福岡、駒西、駒林元町3～4丁目、西、富士見台、福岡中央、福岡武蔵野、丸山、南台
第3圏域	大井中央3～4丁目、亀久保2～4丁目、亀久保(1215～2205)、鶴ヶ岡、鶴ヶ舞、西鶴ヶ岡、東久保、ふじみ野、緑ヶ丘
第4圏域	旭、市沢、うれし野、大井、大井中央1～2丁目、大井武蔵野、亀久保1丁目、亀久保(643～1196)、桜ヶ丘、苗間

※本アンケートでは、「亀久保」の回答を第3圏域に計上しています。



(2)地域とのつながり

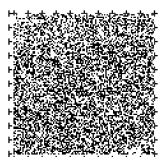
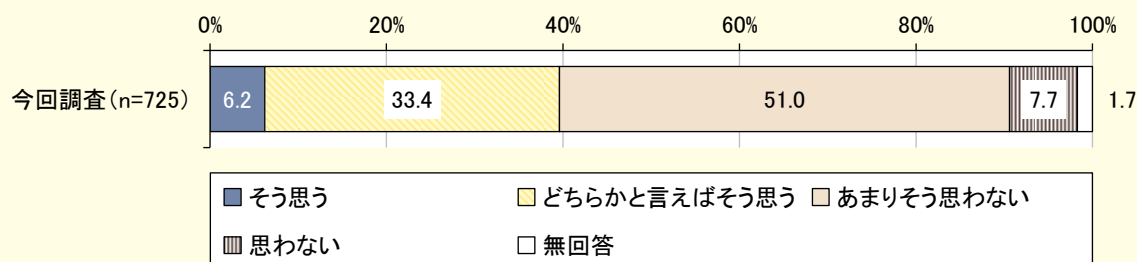
自分には親しい人がいると思うかについては、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と合わせて、77.1%が“思う”と回答しています。一方、「あまりそう思わない」と「思わない」を合わせた 20.5%が“思わない”と回答しています。年代別にみると、50 歳以上で年代が上がるにつれ“思わない”が高くなる傾向にあるほか、40 歳代も 22.3%と比較的高くなっています。

今住んでいる地域には困っている人を助け合う気風があると思うかについては、「あまりそう思わない」、「思わない」と合わせると、58.7%が“思わない”と回答しています。一方、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“そう思う”は 39.6%となっています。

■自分には親しい人がいると思うか（単数回答）年代別

単位：%		そう 思う	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 う	あ ま り そ う 思 わ な い	思 わ な い	無 回 答	思 う （ 計 ）	思 わ な い （ 計 ）
今回調査(n=725)		50.6	26.5	13.9	6.6	2.3	77.1	20.5
年 代 別	10歳代(n=7)	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	20歳代(n=57)	68.4	21.1	3.5	7.0	0.0	89.5	10.5
	30歳代(n=109)	61.5	24.8	7.3	6.4	0.0	86.3	13.7
	40歳代(n=103)	41.7	35.0	20.4	1.9	1.0	76.7	22.3
	50歳代(n=110)	50.9	30.0	12.7	6.4	0.0	80.9	19.1
	60歳代(n=145)	51.0	26.9	12.4	9.7	0.0	77.9	22.1
	70歳代(n=137)	48.2	24.1	19.0	7.3	1.5	72.3	26.3
	80歳以上(n=46)	39.1	19.6	26.1	8.7	6.5	58.7	34.8

■今住んでいる地域には困っている人を助け合う気風があると思うか（単数回答）



ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているかについては、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が 50.6%と最も多く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」が 27.7%、「近所付き合いはほとんどしていない」が 14.8%となっています。

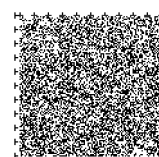
今後はどの程度の付き合いをしていきたいかについては、「会えば親しく話をする人がいる」が 47.6%と最も多く、次いで「あいさつ程度関係の人がほとんどである」が 35.6%、「近所付き合いはほとんどしていない」が 6.5%となっています。年代別にみると、「会えば親しく話をする人がいる」ことを希望する割合が 30 歳代以上で4～5割台となっています。

■ふだんの近所の人との付き合い（単数回答）年代別

単位：%		近所の人とよく家を 行き来している	会えば親しく話を する人がいる	あいさつ程度関係の 人がほとんど	近所付き合いはほと んどしていない	無回答
今回調査(n=725)		5.0	27.7	50.6	14.8	1.9
年代別	10歳代(n=7)	0.0	14.3	85.7	0.0	0.0
	20歳代(n=57)	1.8	5.3	59.6	31.6	1.8
	30歳代(n=109)	4.6	19.3	54.1	22.0	0.0
	40歳代(n=103)	5.8	26.2	53.4	13.6	1.0
	50歳代(n=110)	2.7	28.2	48.2	20.0	0.9
	60歳代(n=145)	7.6	31.7	51.0	8.3	1.4
	70歳代(n=137)	5.1	43.1	43.1	5.8	2.9
	80歳以上(n=46)	6.5	19.6	50.0	15.2	8.7

■今後の近所付き合いの希望（単数回答）年代別

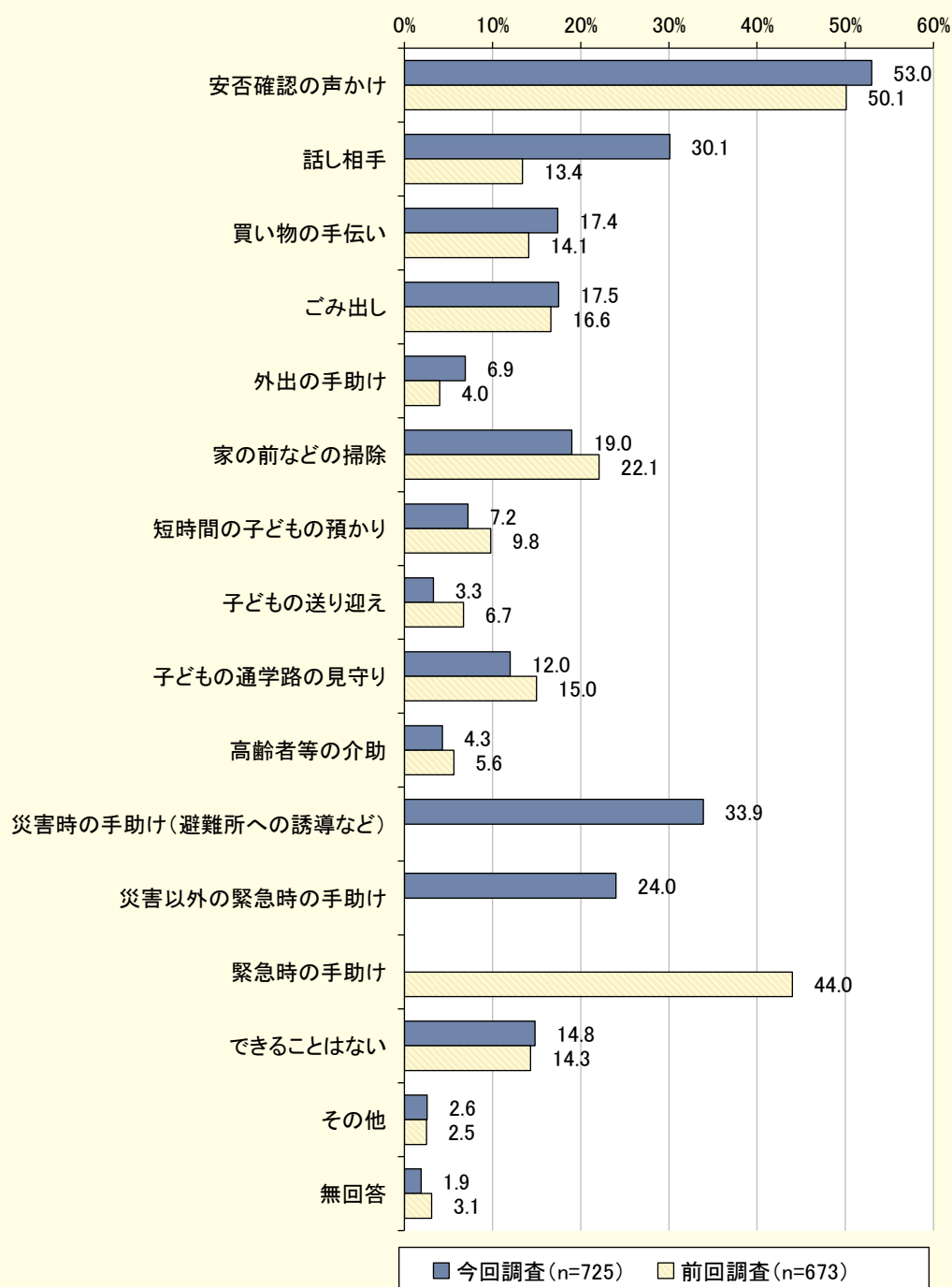
単位：%		近所の人とよく家を 行き来している	会えば親しく話を する人がいる	あいさつ程度関係の 人がほとんど	近所付き合いはほと んどしていない	無回答
今回調査(n=725)		6.1	47.6	35.6	6.5	4.3
年代別	10歳代(n=7)	0.0	28.6	71.4	0.0	0.0
	20歳代(n=57)	1.8	26.3	49.1	19.3	3.5
	30歳代(n=109)	4.6	41.3	42.2	9.2	2.8
	40歳代(n=103)	6.8	52.4	34.0	5.8	1.0
	50歳代(n=110)	2.7	47.3	40.0	8.2	1.8
	60歳代(n=145)	10.3	51.7	32.4	2.1	3.4
	70歳代(n=137)	6.6	57.7	28.5	2.2	5.1
	80歳以上(n=46)	6.5	43.5	19.6	10.9	19.6



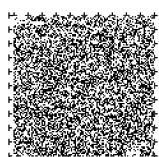
(3)地域の助け合い・支え合いについて

隣近所で困っている家庭があった場合、できる手助けについては、「安否確認の声かけ」が 53.0%と最も多く、次いで「災害時の手助け(避難所への誘導など)」が 33.9%、「話し相手」が 30.1%となっています。

■隣近所で困っている家庭があった場合、できる手助け（複数回答）



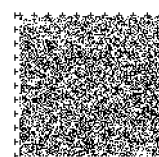
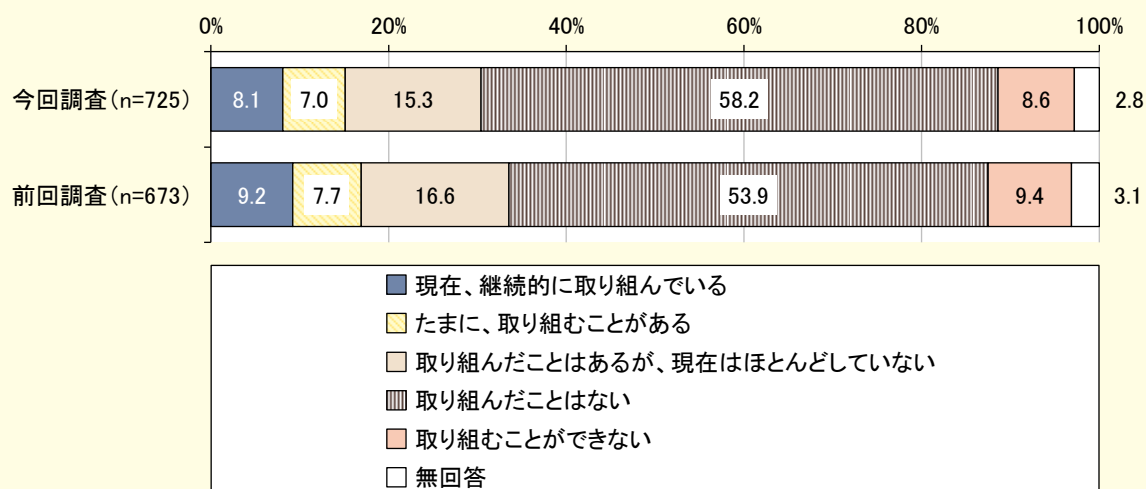
※「災害時の手助け(避難所への誘導など)」「災害以外の緊急時の手助け」は今回調査のみの選択肢。
「緊急時の手助け」は前回調査のみの選択肢。今回調査の「話し相手」「できることはない」は、前回調査では「趣味などの話し相手」「特にない」。



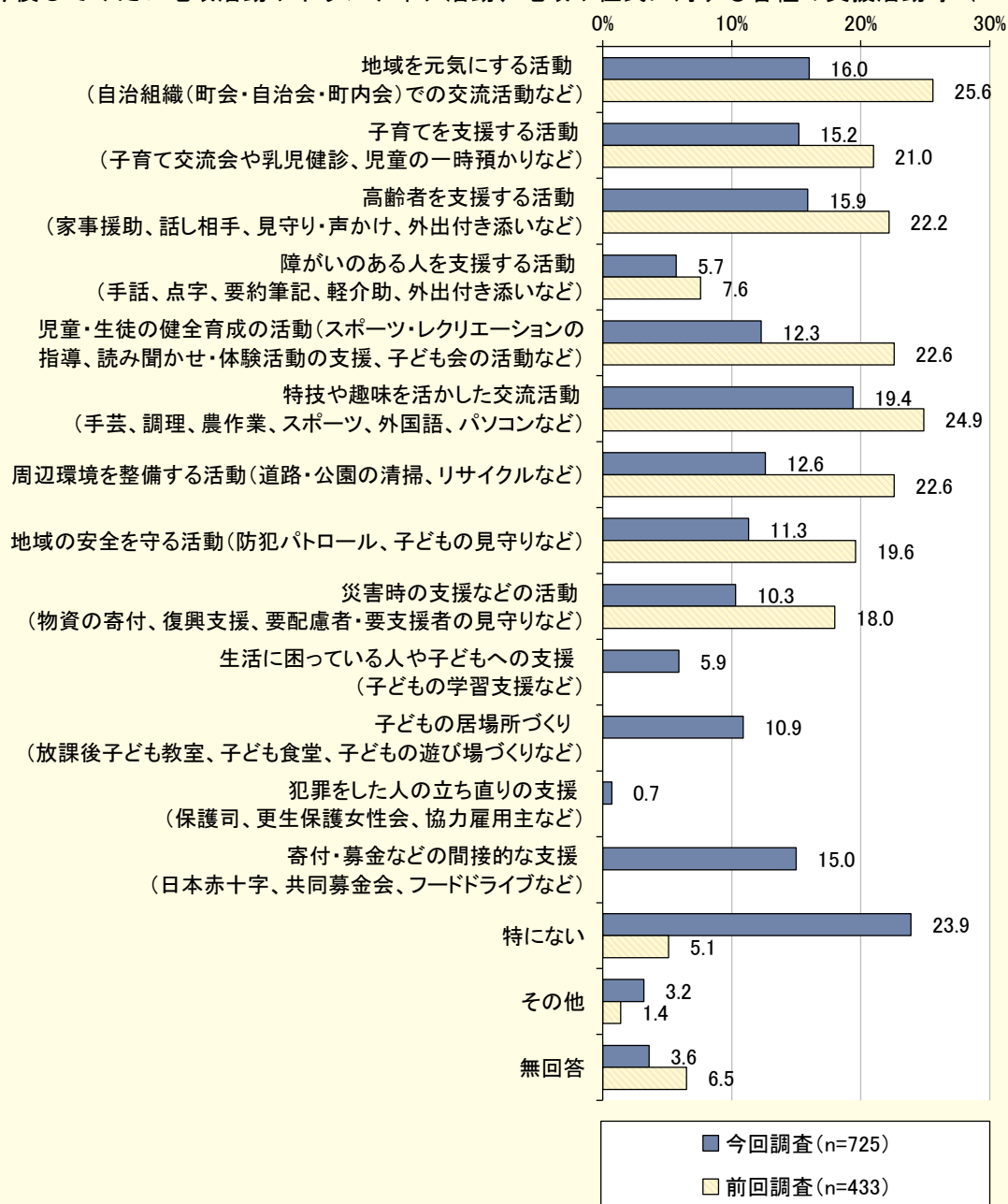
地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種支援活動等に取り組んでいるかについては、「取り組んだことはない」が 58.2%と最も多く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が 15.3%、「取り組むことができない」が 8.6%となっています。

今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種支援活動等については、「特にない」が 23.9%と最も多く、次いで「特技や趣味を活かした交流活動」が 19.4%、「地域を元気にする活動」が 16.0%となっています。

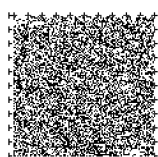
■地域活動やボランティア活動等に対する取組状況（単数回答）



■ 今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等（3つまで複数回答）



※「生活に困っている人や子どもへの支援」「子どもの居場所づくり」「犯罪をした人の立ち直りの支援」「寄付・募金などの間接的な支援」は今回調査のみの選択肢。「児童・生徒の健全育成の活動」を除き、今回調査の各選択肢の（ ）内の記述は前回調査にはない。



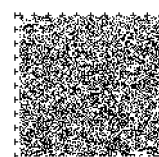
(4)相談について

この1年間、相談や助けが必要なときに、誰かに相談することができたかについては、「できた」が48.8%と最も多く、次いで「相談が必要な場面がなかった」が39.6%、「できなかった」が9.5%となっています。

年代別にみると、60歳代、70歳代、80歳以上では「相談が必要な場面がなかった」、その他の年代では「できた」が最も多くなっています。一方、50歳代までの年代で「できなかった」が1割前後となっています。

■この1年間、相談や助けが必要なときに、誰かに相談することができたか（単数回答）年代別

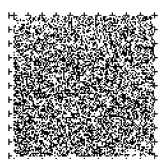
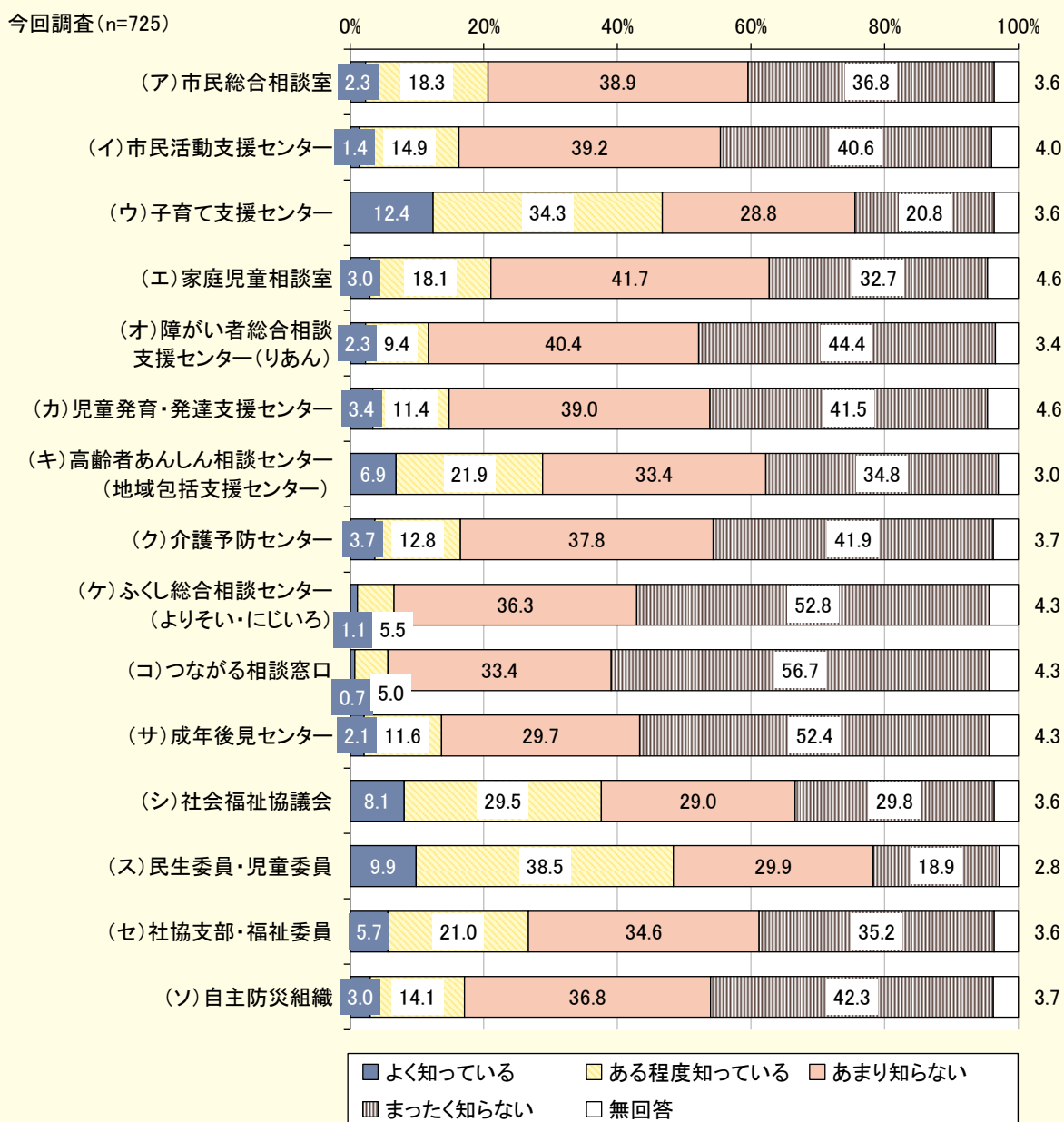
単位：%		できた	できなかった	相談が必要な場面がなかった	無回答
今回調査(n=725)		48.8	9.5	39.6	2.1
年代別	10歳代(n=7)	71.4	14.3	14.3	0.0
	20歳代(n=57)	42.1	19.3	38.6	0.0
	30歳代(n=109)	65.1	11.9	22.9	0.0
	40歳代(n=103)	55.3	9.7	35.0	0.0
	50歳代(n=110)	50.0	10.0	39.1	0.9
	60歳代(n=145)	42.8	6.2	49.0	2.1
	70歳代(n=137)	40.1	7.3	49.6	2.9
	80歳以上(n=46)	37.0	8.7	41.3	13.0



団体や機関、制度等の認知度については、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた“知っている”は、[(ス)民生委員・児童委員]で48.4%、[(ウ)子育て支援センター]が46.7%、[(シ)社会福祉協議会]が37.6%となっています。

一方、「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた“知らない”は、それ以外の項目全てで6割を超えています。特に、「ふくし総合相談センター(よりそい・にじいろ)」と「つながる相談窓口」で約9割、「市民総合相談室」で7割半ばとなっています。

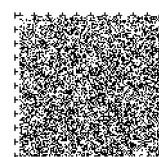
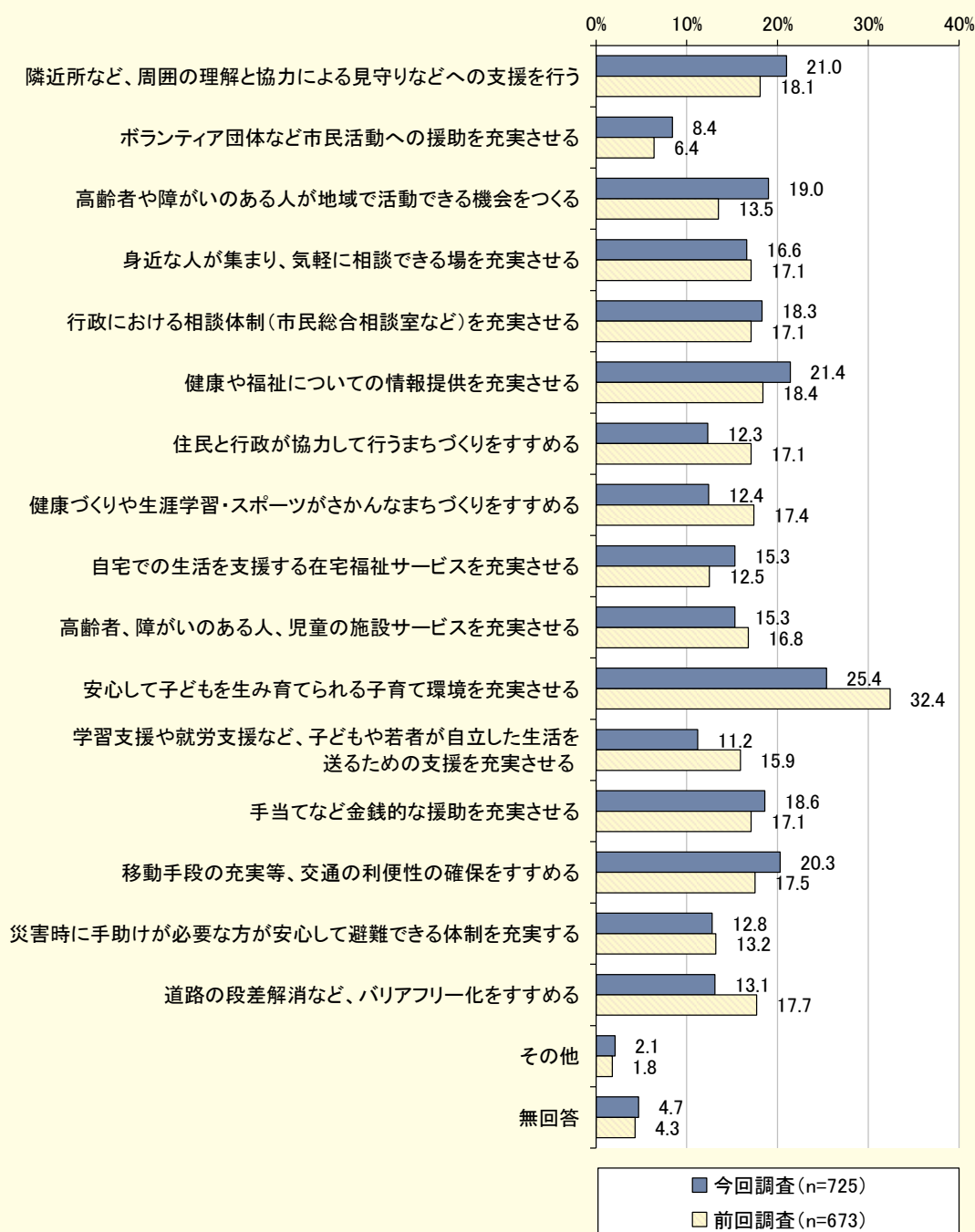
■団体や機関、制度等の認知度（単数回答）



(5)ふじみ野市の福祉施策について

ふじみ野市の福祉施策をより充実していくために重要な取組については、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が 25.4%と最も多く、次いで「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が 21.4%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどへの支援を行う」が 21.0%となっています。

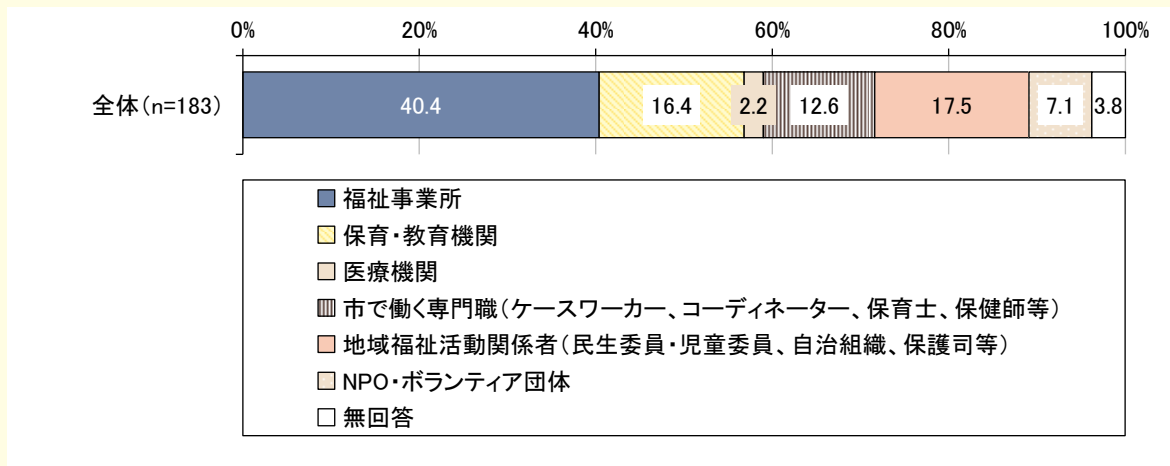
■ふじみ野市の福祉施策をより充実していくために重要な取組（3つまで複数回答）



2. 専門職等アンケートの結果

(1) 回答者属性

■ 団体区分（単数回答）

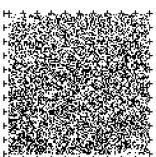


(2) 活動上の困りごと

活動を行ううえで困っていることについては、全体では「メンバーの人材確保・育成(高齢化・性別の偏り・リーダーの育成など)」が 71.1%と最も多く、次いで「地域との協力・連携・協働について(支援を必要とする人へのアプローチなど)」が 28.9%、「他団体等との協力・連携・協働について」が 24.4%となっています。

■【団体区分「地域福祉活動関係者」、「NPO・ボランティア団体」のみ】活動を行ううえで困っていること（複数回答）

単位: %		メンバーの人材確保・育成(高齢化・性別の偏り・リーダーの育成など)	活動の内容について(マンネリ化の実施・参加者の興味を持つてもらう)	活動の場所(拠点)の確保が難しい	活動資金が足りない	活動に必要な情報や専門知識が不足している(適当な相談者がいない)	情報発信の仕組みづくりについて(市民への情報発信など)	地域との協力・連携・協働について(支援を必要とする人へのアプローチなど)	他団体等との協力・連携・協働について	特に困ったことはない	その他
全体(n=45)		71.1	22.2	11.1	8.9	13.3	15.6	28.9	24.4	6.7	6.7
団体区分	地域福祉活動関係者(n=32)	78.1	25.0	9.4	3.1	15.6	15.6	28.1	21.9	6.3	6.3
	NPO・ボランティア団体(n=13)	53.8	15.4	15.4	23.1	7.7	15.4	30.8	30.8	7.7	7.7

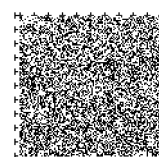


新型コロナウイルス感染症の影響については、全体では「イベントや行事が中止になった」が60.1%と最も多く、次いで「その他」が37.7%、「特に影響は出ていない」が12.0%となっています。

団体区別にみると、すべての団体区分で「イベントや行事が中止になった」が最も高くなっています。また、[市で働く専門職][地域福祉活動関係者]では「メンバー同士の話し合いの機会が持てない」が、その他の団体区分に比べて多くなっています。

■活動する上での新型コロナウイルス感染症の影響（複数回答）

単位：%		活動を休止している	イベントや行事が中止になった	活動場所がない	メンバー同士の話し合いの機会が持てない	活動再開のめどが立たない	メンバーが辞めてしまった	支援者の状況がわからない	特に影響は出ていない	その他	不明・無回答
全体 (n=183)		7.1	60.1	4.9	10.9	4.9	3.3	4.4	12.0	37.7	1.6
団体区分	福祉事業所 (n=74)	5.4	52.7	2.7	2.7	4.1	5.4	4.1	14.9	47.3	1.4
	保育・教育機関 (n=30)	3.3	63.3	10.0	10.0	3.3	0.0	3.3	13.3	30.0	0.0
	医療機関 (n=4)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0
	市で働く専門職 (n=23)	17.4	47.8	8.7	21.7	4.3	8.7	4.3	17.4	30.4	4.3
	地域福祉活動関係者 (n=32)	12.5	84.4	6.3	31.3	12.5	0.0	9.4	0.0	25.0	0.0
	NPO・ボランティア団体 (n=13)	0.0	69.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	30.8	0.0



(3)地域の課題

最近、地域で活動する中で気になる課題については、全体では「高齢者・介護（認知症、見守り）」が28.4%と最も多く、次いで「子ども・子育て（居場所、ヤングケアラー含む）」「障がい児・者（医療的ケア児、発達障がいを含む）」が26.8%となっています。

団体区別にみると、[保育・教育機関][市で働く専門職]では「子ども・子育て（居場所、ヤングケアラー含む）」、[福祉事業所][地域福祉活動関係者]では「高齢者・介護（認知症、見守り）」、[医療機関]では「健康・医療」、[NPO・ボランティア団体]では「障がい児・者（医療的ケア児、発達障がいを含む）」がそれぞれ最も高くなっています。

■地域で活動する中で気になる課題（項目集計）（複数回答）

単位：%		子ども・子育て （居場所、ヤングケアラー含む）	障がい児・者 （医療的ケア児、発達障がいを含む）	高齢者・介護 （認知症、見守り）	外国籍・外国ルーツの市民	人権・家庭内暴力	地域活動・ボランティア活動	健康・医療	就労・経済的な事項	防災・防犯・交通安全	ニート・ひきこもり	住居・住環境	福祉に関する情報提供	その他	無回答
全体(n=183)		26.8	26.8	28.4	7.1	4.9	15.3	8.7	11.5	9.8	10.9	7.1	6.6	4.4	14.2
団体区分	福祉事業所(n=74)	12.2	29.7	39.2	4.1	4.1	18.9	9.5	16.2	8.1	10.8	2.7	10.8	4.1	16.2
	保育・教育機関(n=30)	60.0	46.7	3.3	13.3	6.7	10.0	3.3	10.0	6.7	0.0	10.0	0.0	3.3	10.0
	医療機関(n=4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
	市で働く専門職(n=23)	52.2	26.1	34.8	17.4	8.7	13.0	4.3	13.0	4.3	30.4	4.3	8.7	4.3	0.0
	地域福祉活動関係者(n=32)	9.4	3.1	28.1	3.1	0.0	15.6	6.3	3.1	21.9	9.4	15.6	3.1	6.3	28.1
	NPO・ボランティア団体(n=13)	30.8	38.5	7.7	7.7	15.4	23.1	15.4	0.0	7.7	15.4	7.7	7.7	0.0	7.7

■地域で活動する中で気になる課題（具体的な内容）（記述）【主な内容と回答の抜粋】

感じている課題

● 複合課題・ニーズの多様化

－ 8050 問題、相談事業所が増えない、障がい者の高齢化による障がいと介護の切り替え等、累犯障がい者への福祉の関わり方。

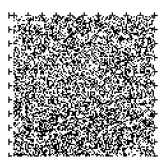
● 発育や発達に不安のある子どもの相談支援

－ 発達障がいの診断に至る迄では無いが養育環境や偏りのある特性により社会集団適応が難しい、いわゆるグレーな子どもに関する相談が増えている。

● コロナによる孤立の加速

－ 精神障がいのある人の居場所、交流の場がない。ひきこもりになっている。

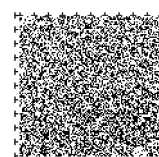
－ 新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントや講座の中止や縮小、公共施設の利用制限等により、保護者および子ども同士の交流機会が減っていること。育児に関する情報交換や相談機会の減少により、悩みを一人で抱えこみ、孤立してしまう親子が増えていること。



● ボランティア等支援者や交流機会の減少 － コロナの影響で地域ボランティアの方々の活動が中止となり、入所者の方々が日々マンネリ化している。 ● コロナ禍以降、毎年希望があった学生ボランティアの参加が皆無になった。
団体・事業所等にできること
● 関係機関の連携強化 － 支援関係機関との連携関係を重視して関わることで、ケースの情報収集や役割分担等がスムーズにいき支援や問題解決につながる。 － 多職種と連携して丁寧な個別支援の実施。 ● 相談先や支援の情報提供 － ひきこもりに関する支援機関や取組(家族の集い、就労準備支援センター)を周知していく。社会資源を活用して居場所づくりを創造していく。 ● 居場所づくり － 園行事やサークル活動等を小集団にしたり、短時間活動にしたりして、できるところから取り組む。 － 明るく元気なふじみ野市が見えるイベントや居場所を企画する。気楽に参加できる居場所づくり。

■ 社会的な孤立のリスクを抱える人等が地域や社会とのつながりを持ち続けるための支援に向けて感じている課題（自由記述）/団体・事業所等にできること（自由記述）【主な内容と回答の抜粋】

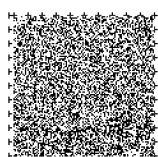
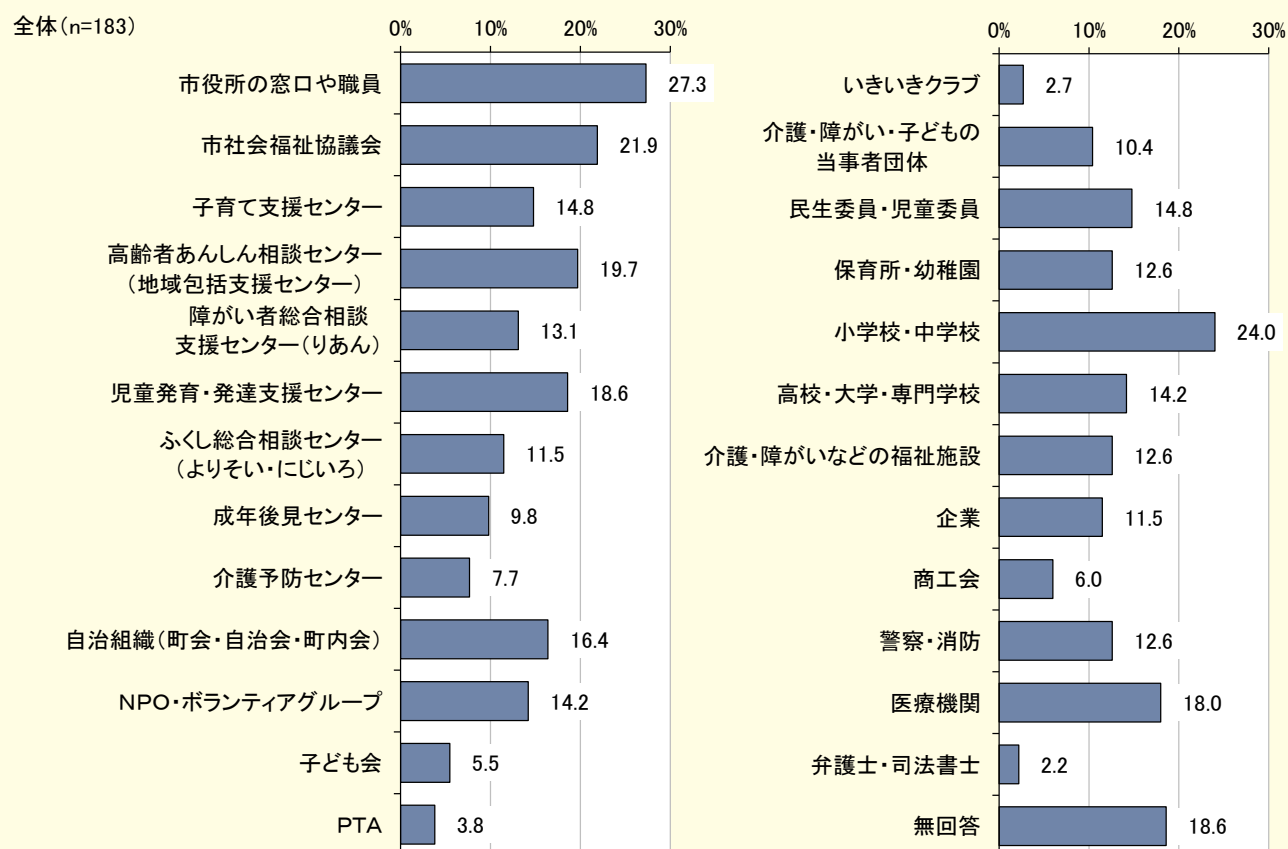
感じている課題
● セルフネグレクト（支援の拒否） － 交流の場、居場所の創出も大切ですが、そもそもその場を必要とせずにひきこもっている場合は「場」を作るより先にやらなければならないことがあるのではないかと思います。 － 本人がつながりを持つことに拒否的な場合が多く難しさを感じる。 ● 情報を受け取れていない・相談ができない － 支援の情報を知ることができているか。 － 交流の場、居場所が少ない。困っていることを相談できる人はいいが、自らできない人が取り残されてしまう。 ● 関わりの少なさ － 精神障がいの場合、外出先での人間関係でトラブルになることが多く、そのため、なかなか一歩が踏み出せない状態になっている。 － 人と関わることが苦手な方の場合、就労支援や交流の場を提案しても、参加を希望しない。アウトリーチの体制が不十分。 － 同じような立場や悩みを抱える人達が気軽に集える場が少ない。
団体・事業所等にできること
● 一歩踏み出せるような場・自己肯定感を育む場づくり － 一人や少人数で参加できる場を設ける。報酬加算をつけて、事業所にアウトリーチのメリットを持たせる。 － 一歩踏み出せるような場・自己肯定感を育む場があれば情報提供することはできる。 － ひきこもりの人が参加できる居場所づくり。 － (不登校児童に対し)「自分が役立つ」そんな社会づくりを考え自己肯定ができる子を育てたいと考えます。 － 団体や事業者だけでなく市としてもリスクを抱えている人が気軽に来れる居場所(交流できる場)を増やす。 ● 独居者の早期把握とアウトリーチ － 独居の方の早期把握と関わり。 － 本人の気持ちに寄り添って継続的に関わり続けること。 － とにかく、常に回りの高齢者等の様子に気を配るということ。民生委員・児童委員と話し合う時間を持つこと。



今後、連携していきたい他の団体や専門職については、全体では「市役所の窓口や職員」が 27.3%と最も多く、次いで「小学校・中学校」が 24.0%、「市社会福祉協議会」が 21.9%となっています。

団体区分別にみると、[福祉事業所]では「市役所の窓口や職員」、[保育・教育機関]では「児童発育・発達支援センター」、[医療機関]では「高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)」 「企業」、[市で働く専門職]では「NPO・ボランティアグループ」、[地域福祉活動関係者]では「市社会福祉協議会」、[NPO・ボランティア団体]では「市役所の窓口や職員」「高校・大学・専門学校」がそれぞれ最も多くなっています。

■今後連携していきたい他の団体や専門職（複数回答）



第4節 関係団体ヒアリングから見る現状

1. 自治組織ヒアリング調査

【コロナ以降の自治組織活動の状況や、活動を行ううえで困っていること】

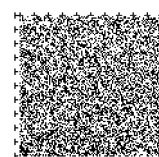
- 全体的にイベントは減っているが、過去にとらわれず、工夫しながら新しいことを実施しようと苦勞している。今後もっとスムーズにできるようになると良い。
- 年末は忘年会をやるのが通例だが、70 人前後のものはコロナ禍では実施できないため、先日コンサートを実施した。変わるものがなにかと考えたが、難しい。
- 津軽三味線の演奏会を実施する。感染症対策のため飲食の場は設けず、老人クラブ等とともに、高齢者に外に出ていただくために計画する。
- グラウンドゴルフを実施している。コロナ禍で実施して大変だったが、今後も実施していく。
- 以前は夏祭りに集中していた。今後もやっていきたいと思っている。盆踊りの踊り手がいなくなっており、学校と相談して、盆踊りの継承のため、中学生に教え、次は中学生が小学生に教える。自治組織と学校が連携して、学校で継承する力を養ってほしい、という依頼をしている。

【多様な機関との連携について】

- 連携の在り方という総論的なところを行政でも検討いただきたい。
- 学校運営協議会のように、双方が Win-Win の関係にあることが望ましい。学校も地域を欲しがっている。例えば先日のコンサートでも、演奏する中学生を見て、あんな風になりたいと地域の小学生が目指してくれ。地域からは学校の環境整備や、見守り、昔遊びの時間を提供することができる。人員等が不足しており、こちらにもメリットを感じるようなものを優先的にやっていくという考え方に変えていかなければ、活動が難しくなっている。社協支部からのお願いなど、一方的なお願いをされても、難しい状況である。

【自治組織活動の存続について】

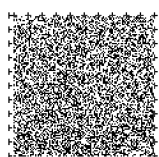
- 働く年齢が高齢化しており、地域の担い手が仕事をしている状況である。自治組織の責任者は、できる人は勤めをしながらでもできるが、今までやってきたこと全てを継承するのではなく、状況に合わせ、責任者になった人ができることを考えていく形を取って行きたい。
- 65 歳くらいの人が役員を担っても、パソコンが使えないとのことで、会計を委託することを考えている。現金と帳簿は担当者が責任を持ち、貸借対照表等はできる人に任せるなど、検討している。役員会の回数を減らすなど、負担の在り方を考えている。役員会も毎回必ず対面ではなく、データ通信でも開催できるため、やり方を変えていきたいと思っている。
- 各班や組、長の順番が回ってくるからと、退会する人が出てきている。そういう人がいなくても、やれる方法を考えていきたい。できる人に受けていただいているが、詰まってきてしまう。



2. 社会とのつながりづくりに向けたヒアリング調査

【活動を通じて感じる地域の課題・新型コロナウイルス感染症の影響】

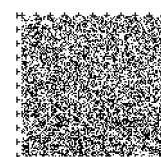
(一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク	- 高校中退者、不登校の生徒、保護者の居場所や交流できる場所が少ない。 - 小学生には児童館があるが、中高生になると居場所が減ってしまう。結果お金もなく家にいるという子がいる。適応指導につながっていれば良いが、そうでない子もいる。 - 教育相談室が市役所の隣にしかなく、大井エリアの子の利用が不便。 - 登録はあるが学習教室や訪問学習にはつながりづらいお子さんがいる。家庭訪問を拒否されたり、勉強は無理ですと保護者に言われてしまうケースもある。 - インターネット上を居場所に行っている子が多くみられる。身近な地域でのコミュニティが必要だと思う。 - コロナの影響で公民館のロビー等が使用できなくなった。公共のフリースペース等、自由に行って勉強したりする場所がないことが課題。 - フードバンクの食べ物を活用し、「気にかけているよ」という関係づくりのための訪問ができています。感染したという情報があれば、それに合わせて食料をお届けしたりもしている。
認定栄養ケア・ステーションほほえみーる	- 核家族が多いので、いろいろな世代の関わりのある場になったら良いと思うが、方法が難しい。 - 食べることで癒されたり、他人なら言いやすいような不安や愚痴をこぼしたりできる場になりたいと思うが、発信の仕方が難しい。この場に限らずだと思うが、本当に来てほしいと思う人には届いていない。
わくわく食堂((特)わくわくみらい応援団)	- コロナ禍で失業して困っているパートの母親がいらっしゃった。シングルマザーの利用が多く、フルタイムで働けないからパートをしていたのに、飲食店等で営業ができず、家賃も支払えないという、切実な状況であった。市の支援制度等も知らない方が多い。孤立していて相談先がわからないなどの話がある。
コミュニティ広場にこまる	- 外国ルーツの家庭で、小学生や中学生の子しか家族に日本語がわかる人がいない状態など、苦慮されているようだ。 - 自閉症で座ってられない子、食べ物を手で食べる子、食べにも行けない子、母子分離ができていない親子等、様々な子どもがいて、大変な思いをしているようだ。 - 子ども一人で食べている家庭が多く、活動をしていると初めて食べたメニューがある、家族と一緒に作る経験がなかったというような子がいる。



ジョブスポット ふじみ野市 ふるさとハ ローワーク	- 雇用側は若い人材を求めるが、求職者側は中高年齢者が多いというミスマッチ。求人情報上は年齢不問となっても、会社のなかでの基準が密にある現状。 - 就労継続支援B型以上に働けるという人でも、次のステップは 20～30 時間以上の働き方を求められてしまう。週3日で午前中だけなど、中間的な就労が望ましいが、そのような求人は少ない。少数派なので、なかなか次に届かないことが多い。 - 生活保護受給者の就労定着が進まない。仕事に行かなくなってしまう人は多い。その後は個人差があり、同じような職種で別のところを探すということを心掛けているが、自信喪失して相談に来なくなってしまう人もいらっしゃる。紹介先を辞める前に、必ず相談に来てくださいと伝えるが、事後報告になる方もいる。 - 発達障がい疑われる人が、病識がなく受診せず、手帳がなく、制度の対象にならず就職活動がうまくいかないケースがある。遠回しにお伝えしても、怒ってしまう方もいる。若い人が多く、当法人につながっていても利用できる枠がなく、本人が一番苦勞されてしまう状況。 - 新型コロナの影響で、若い人がよりネット等で仕事を探すようになり、より窓口に来なくなったと思う。高齢者は窓口に来る傾向が強くなった。対面相談を避けていただいた時期もあったので、それで離れてしまった求職者もいるのだろう。 - 不況で求人数が増えてこないのも、制限のあるなかでできる仕事というのがなかなか見つからず、仕事探しが長期化しているという問題になっている。 - 困窮しており目先の収入(日払い・週払い)がほしい人が増えたが、ハローワークでは長期安定的な仕事の紹介を主としているので、マッチしないことがある。
------------------------------------	--

【孤立のリスクを抱える方に対して団体・事業所ができること】

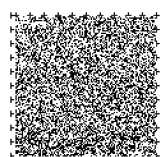
(一社)彩の 国子ども・若 者支援ネット ワーク	- 学習教室だけでなく家庭訪問や電話相談(食糧支援・相談支援)、訪問学習等で保護者やお子さんとのつながりを絶やさないようにしている。 - 有益と思われる冊子やチラシ等の配布。 - 学習教室内でのイベント等、参加者同士の交流の機会を作る。
認定栄養ケ ア・ステーシ ョンほほえみ ーる	- この場をきっかけに友だちができたり、自分のやりたいことを見つけて、講座を開催するようになったりする人もいて、新たな活動の場につながっている。 - 麻雀やものづくり等、スタッフが教えられないことでも、参加者が講師・指導者になってくれるケースもある。
わくわく食堂 ((特)わくわ くみらい応 援団)	- 「子ども食堂」は、本来は子どもたちの居場所であるが、保護者を含めて孤立を防止する観点から、「家族で食べられる子ども食堂」に努めている。必ず保護者の方と会話を交わすことにして少しでも「つながり」をつくるようにしている。
コミュニティ 広場にこま る	- 放課後児童クラブ、幼稚園、保育園、地域の方とつながりをもち、必要な時に動ける体制を取っておく。 - 周知活動に努め、前を通ったら一目でわかるような掲示物を置いている。 - 公式ラインを通じた個別相談等がしやすい身近な存在になれるよう少しでも話せるようにする。



ジョブスポットふじみ野 ふじみ野市 ふるさとハ ローワーク	- 高齢者は働きたい意欲も熱意もあるので、雇用側にアピールしている。高齢者は特に「通える範囲」という制約があり、選択肢が狭くなってしまうこともある。採用につながるケースも、つながらないケースもある。 - 生活保護受給者と雇用側に開示すると支援制度の対象になるが、開示すると、雇用側に生活保護受給者に対する先入観があり採用に至らないこともある。開示しない結果、採用後の介入やフォローもできず、いつの間にか辞めてしまっていた、ということもあり、本人への連絡はできるが会社に対して連絡を取る理由付けがない状況なので、難しい。
--	--

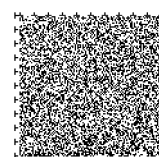
【連携して取り組んでいること・取り組みたいこと】

(一社)彩の 国子ども・若 者支援ネット ワーク	- 市関係各課や市内中学校等と連携をし、実施している。他の自治体では教育部門との連携が難しいため市はそれができることがありがたい。 - 発達障がい等の傾向があると感じて、自分たちから保護者に伝えたりすることはできないため、児童発達・発達支援センターとの連携により、関わるうえで知っておくべきこと等が知れたらありがたい。 - コミュニティソーシャルワーカーと情報共有ができると良い。ヤングケアラー等は学習支援だけではフォローができず、ケース会議で方針が定まるとよい。 - 学習教室のほかにも居場所が必要であると思われる子を、他団体への居場所へとつなげていきたい。
認定栄養ケ ア・ステーシ ョンほほえみ ーる	- 自治会、民生委員・児童委員との情報共有をしたい。 - ボランティアさんの協力を得たい(例えばぴんしゃんサポーターのような形)。
わくわく食堂 (特)わくわ くみらい応 援団)	- 関係者がPTA連合会や社会教育分野と関わりがあり、事業開始の際、学校を通じてチラシ配布をすることができたので、現在の活動が普及したと思う。 - 埼玉県の子ども食堂ネットワークを通じて、お米等を大量に寄付してもらうことがある。悪くなる前に提供できるよう、産業祭で出店し、資金の調達にもつながった。 - 産業祭に使用したたいやき機は、閉業したお菓子屋さんからいただいたもので、焼き方を練習しているときに教えに来てくださった。
コミュニティ 広場にこま る	- 子どものイベントごとができなくて寂しい思いをしていると思う。何か子どもが楽しくなるようなことをやるためにつながることができたらと思う。 - まだ知られていないためかパントリーの利用者が少ないので、他団体と連携し、必要な方に適切な対応や支援をできるようにしたい。
ジョブスポットふじみ野 ふじみ野市 ふるさとハ ローワーク	- 市のふくし総合相談センターよりそいとは常に連携している。精神障がいの方は週 20 時間の就労ではハードルが高い場合があり、障害者短時間トライアル雇用制度として、10 時間以上 20 時間未満の契約で1年間慣らししていくということも行っている。求人票に明示されていないといけませんが、雇用側に対し、この制度の周知が行き届いていない。 - トライアル雇用は高い確率で常用雇用につながっている。要因として、就労支援機関が間に入っていることが大きい。就労支援機関のバックアップがある人の方が、企業側も雇用しやすい。



【団体の活動上の課題・人材確保に向けた取組】

(一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク	- 常勤スタッフに加え、ボランティアが増えており、人員の確保はできているが、理念の共有や、スキルアップに課題を感じており、年1回のボランティア研修を行っている。 - スタッフのバランス感覚が必要で、「勉強がしたくない時はできなくてもいいんだよ」という、長い目で子どもと向き合いつつ、背中を押してくれるような人材がいるとすごくありがたい。子どもが安心して過ごせるかどうかを大切にしている。 - 市や社協等からの周知により、地域の方が学習支援ボランティアになっている。子どもの気持ちに寄り添いながら、学習支援を行っていただき、ありがたい。
認定栄養ケア・ステーションほほえみーる	- 幅広い年齢層だが、利用者は 60～80 歳代の高齢者が多い。今まで参加していた人が免許返納で来られなくなってしまう、代わる手段が必要。ふじみん号があっても本数が少なく、思うように利用できないという人がある。
わくわく食堂((特)わくわくみらい応援団)	- 人力的な理由のほか、物理的に席がないので現状は難しいが、利用枠を増やしてくれという要望が多い。申し込みはその日のうちにいっぱいになってしまう。 - 家庭の事情や会社の経営等でボランティアを続けられなくなってしまう人がある。講演会を通じて、希望者が何人か来てくださるのでそのような場があるとありがたい。 - ボランティアは、特に年齢・性別は問わない。一緒にやっていただける方であれば誰でも良いと思う。
コミュニティ広場にこまる	- 活動を始めてからずっとお弁当配付やイベント開催等を行ってきたが、利用者とゆっくり話す時間がとれない。 - ボランティアが足りていなく、特に夜間に人手不足になってしまう。世代を問わず誰でも来てもらえたら。それで元気になるという方もいらっしゃる。 - 本当は活動頻度を増やしたいし、ニーズもあるが、現状は手一杯な状況。利用者で手伝おうとしてくださった人もいるが、内部情報の関係でお断りしたところだ。分業できると良いかもしれない。 - 障がいのある人が体調に応じて手伝いに来てくださっており、手助けできるような環境にできたらいいと思っている。障がい者と健常者のふれあいの機会を設けたいと思っている。



3. 中学生ヒアリング調査

このヒアリング調査では、市の東部地域、西部地域より一校ずつのご協力をいただきました。事前にワークシートを配布し、ご記入いただいたのち、ヒアリングの場で各自発表していただきました。発表いただいた内容を模造紙に取りまとめることで、参加者全員での共有を図りました。両校共通の意見を下線太字にしています。

Q1 みなさんの住んでいる地域(自宅や学校の近く)のいいところ・悪いところを挙げてください。

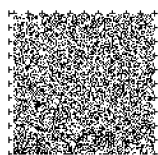
	葦原中学校	大井西中学校
地域のいいところ	- <u>あいさつ</u>をすると、返してくれる。 - 仲が良く、関係が深い。 - <u>ボランティアや見守り</u>をしてくれる。 - 商業施設の前の道がきれい。 - <u>静かで、公園等自然豊か</u>。	- 人との関わりがある。<u>あいさつ</u>、お祭り多い。 - <u>公園・自然等落ち着ける場所がたくさんある</u>。 - 消防署、体験ができる。 - スーパーが近い。 - バスや電車が走っていて出かけやすい。 - <u>ボランティアをしている人がいる。小学生が安全に登校できる</u>。
地域のよくないところ	- <u>道路が狭く</u>、自転車が危険。 - 路上喫煙者やその吸い殻、<u>ごみが散乱している</u>などマナーが良くない。 - 飲み屋があつて賑わっているが、酔っぱらっている大人が怖い。吐しゃ物等もあり、汚い。 - 動物の死がいがある。 - 豪雨の際、浸水してしまった。	- 通学路が暗く、人通りも少ない。街灯が少ない。 - <u>道が狭いところがあり、危険</u>。 - ガードレールが少ない、危ない。 - 街灯が木で隠れている。 - <u>ごみや落ち葉が多い</u>。管理されていない。

Q2 みなさんの住んでいる地域(自宅や学校の近く)で「困っている人」はいますか。

葦原中学校	大井西中学校
- <u>散乱しているごみ</u>等を処理してくださっている人は大変な思いをしていると思う。 - 道路が狭いので混雑している。交通マナーも良くない。 - 不審者情報がある。 - 移動販売では足りず、坂を上らないと買い物に行けない高齢の方がいる。	- ハチの巣がたくさんある家。人が住んでいるかわからない。 - エレベーター点検のため階段で上り下りしなければならないお年寄り。 - ごみ拾いを若い人がやってくれない。 - おばあちゃんがひとりでごみ出ししている。 - <u>ごみにネットをしても、カラスに荒らされる</u>。 - 迷子になっている高齢者がいた。

Q3 あなたは、ボランティアやお祭り等を通じて、地域の人(自宅や学校の近くに住む人)と話したり、関わったりする機会がありますか。新型コロナウイルス感染症の影響で、そのような機会が減った・今までと違うやり方になったなどがあれば、あわせて教えてください。

葦原中学校	大井西中学校
- 七夕祭りが中止となり、交流機会が減ったと思う。 - <u>餅つきがコロナの影響で活発ではなくなった。参加することを控えている人もいる</u>。 - 郷土かるたは継続してできている。 - 会話が減ったと思う。あいさつくらいの付き合いになった。	- <u>清掃活動や餅つき、お祭りをやっていたが、コロナの影響でやらなくなった</u>。 - 防災訓練、ボランティア活動もやらなくなった結果、公園が汚れてしまった。 - 長寿の会。消毒や検温、対策していた。地域の集会が多い。餅つき等の会食はコロナの影響でなくなった。他のものを渡したりするようになった。 - 小学校に大学生が来てくれて、話す機会があつたがコロナの影響で減った。 - マンションとの<u>関わりがなくなった</u>。 - 人通りが減った。帰り道に人が少ない。



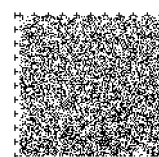
【ふじみ野市内のことについて】

Q4 自宅と学校以外で、あなたが安心して過ごせる場所がありますか。ふじみ野市内であなたがよく使う場所やスペース等、みんなに紹介したい場所があれば教えてください。

葦原中学校	大井西中学校
- <u>公園(福岡中央・西中央)。静かで落ち着くため。</u> - <u>学習塾。</u> - <u>図書館。</u> - 児童センター。スーツの人が優しく接してくれて、安心して過ごすことができる。 - 大井弁天の森。	- <u>図書館、マンションの屋上。勉強のほか、少しだけ一人になり、一息つきたい。</u> - <u>塾の自習室。勉強に集中しつつ、大人の目が行き届く。</u> - 習い事。

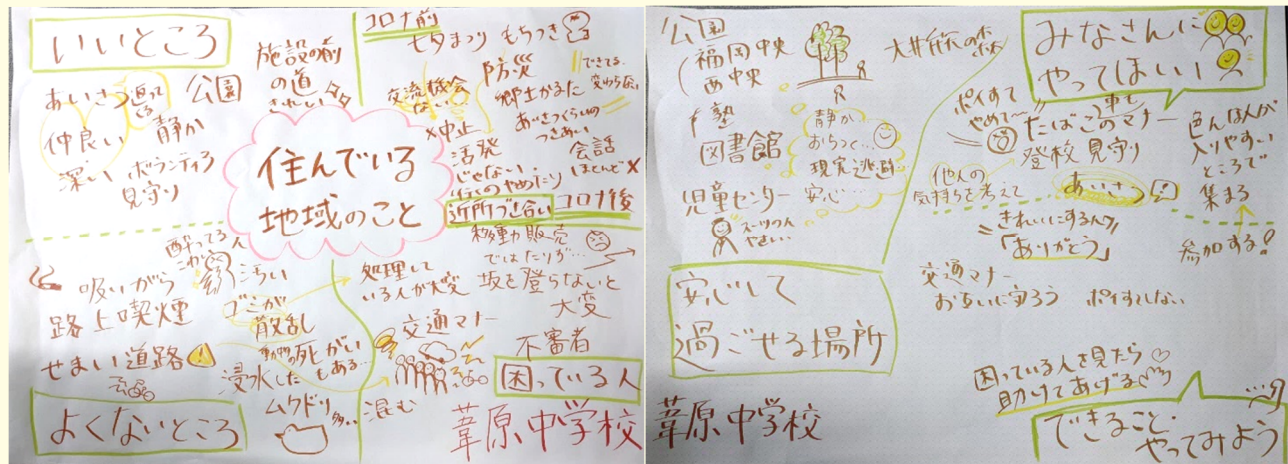
Q5 お互いに「つながり」、「助け合い」、「支え合う」ふじみ野市を実現するために、ふじみ野市で暮らす人たちにやってほしいことや、みなさんにできると思うことを自由に書いてください。

	葦原中学校	大井西中学校
市で暮らす人にやってほしいこと	- たばこや交通マナーを守ってほしい。ポイ捨てをやめてほしい。人の気持ちを考えてほしい。 - いろいろな人が集まりやすい場所でイベント等を開催してほしい。 - <u>あいさつを積極的にしてほしい。</u>	- マンションではあいさつを交わすが、地域ではない。 - 集会に参加する。 - 困っていたら、気軽に声をかけてほしい。 - <u>あいさつを気軽に、返してほしい。</u> - 感染対策をして行事を復活させてほしい。 - 暗い時間の見回り、挨拶。 - 防犯パトロール。 - 昔やっていたことを復活させたい。 - 中学生が勉強したり利用したりすることのできる場所を増やしてほしい。
自分たちができること	- 清掃活動等、まちをきれいにしてくれている人に「ありがとう」と伝える。 - 交通マナーはお互いに守らないといけない。 - ポイ捨てをしない。 - <u>困っている人を見たら、迷わずに助けてあげる。まず声をかけてあげる。</u> - <u>地域のイベントに積極的に参加する。</u> - <u>あいさつを積極的にする。</u>	- <u>地域活動やイベントに積極的に参加する。</u> - <u>自分からあいさつをする。</u> - ごみ拾いに参加したい。 - <u>困っている人がいたら、声をかけてみる、助ける。</u>

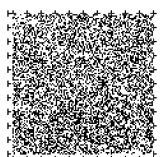
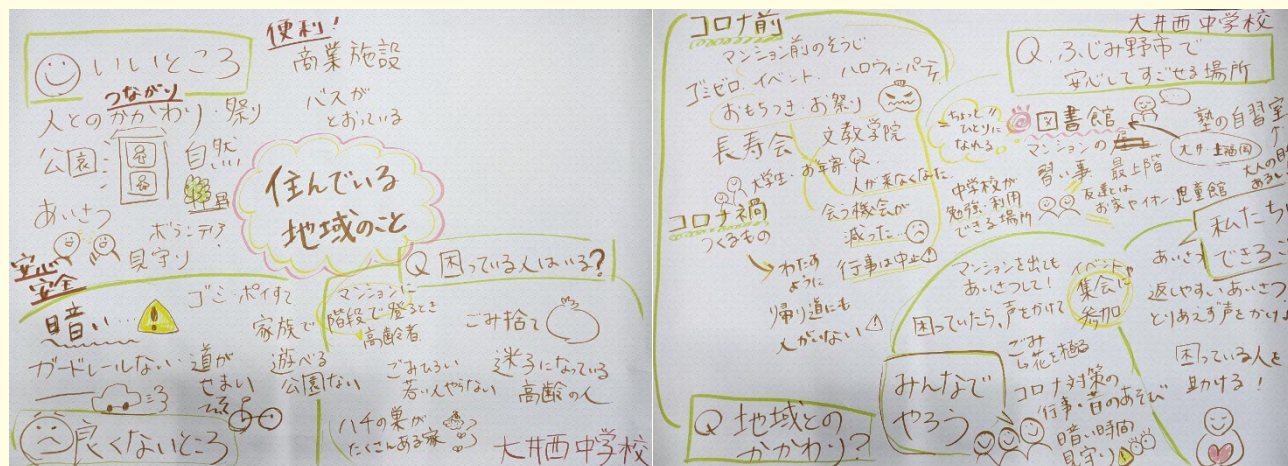


3 各学校模造紙

【葦原中学校模造紙】



【大井西中学校模造紙】

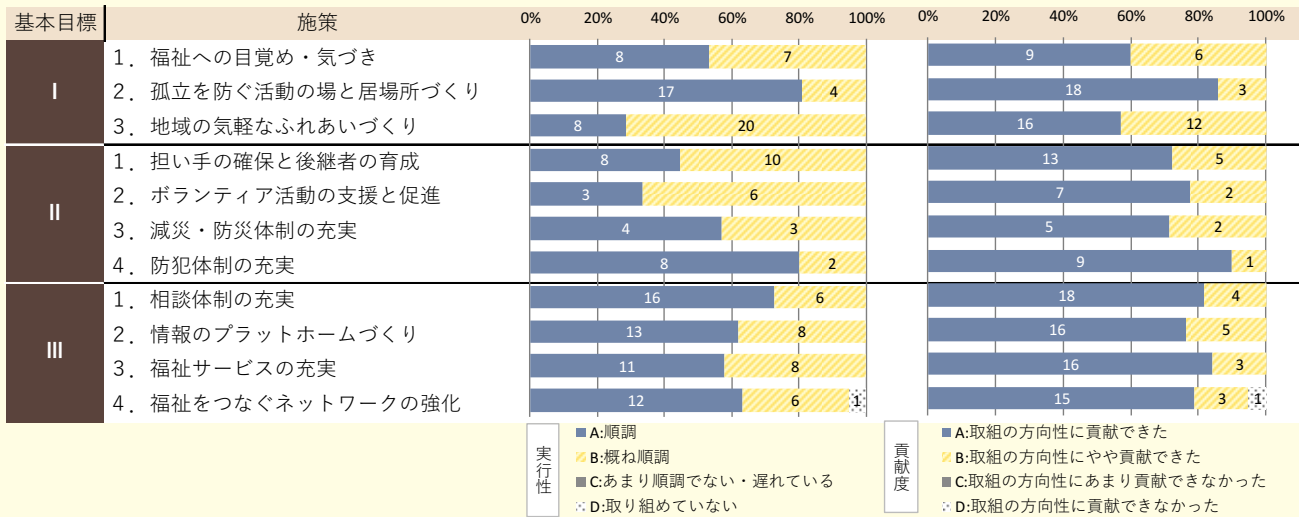


第5節 第2期計画の評価と課題

「第3期ふじみ野市地域福祉計画」の策定にあたり、「第2期ふじみ野市地域福祉計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

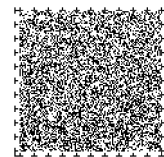
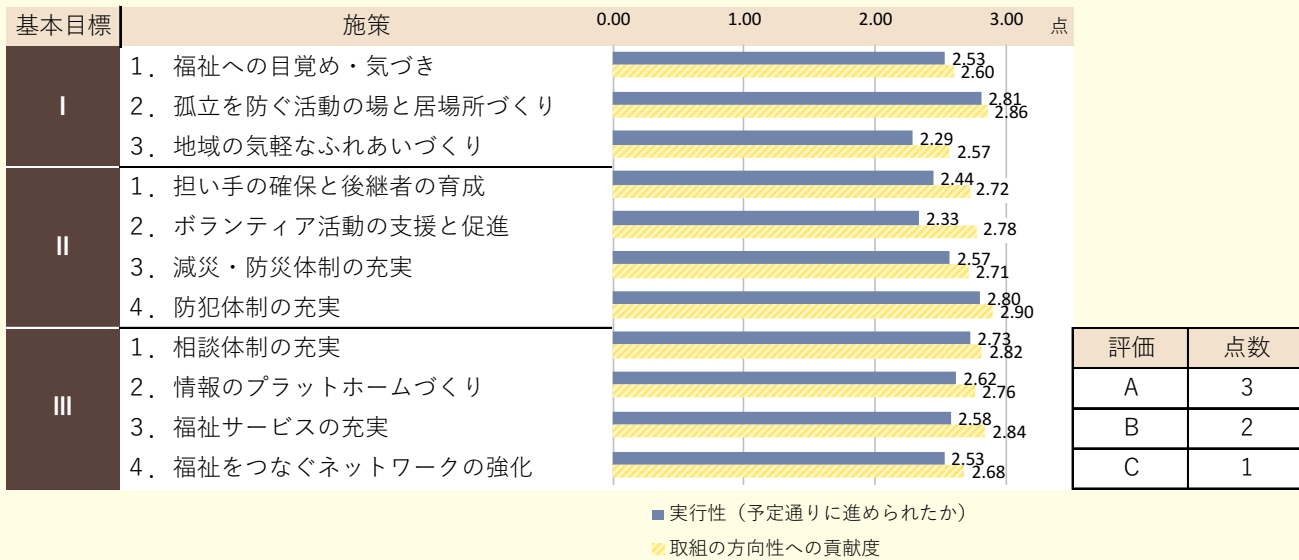
評価の実施にあたっては、各事業の「実行性(予定通りに進められたか)」と、計画に定める「取組の方向性」への「貢献度」の2つの観点から、A～Dの4段階評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下の通りです。



自己評価を点数化して算出した、施策ごとの平均点は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ－3や基本目標Ⅱ－1、2では「実行性」が 2.5 点を下回っている項目もみられるなど、新型コロナウイルス感染症対策のために予定通り実施できなかった事業が多くなっていますが、貢献度としては多くが 2.5 点を上回り、高くなっています。



基本目標ごとの取組の評価と課題は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 心をつなぐ～誰もが気軽につながるまち～

【重点項目】様々な市民が気軽にふれあう新たな機会づくり

(第2期ふじみ野市地域福祉計画より)

近年、高齢者や障がい者、子育て世代やひとり親家庭、外国籍市民、生活困窮者等、様々な立場で地域における孤立が課題となっており、地域のつながりの希薄化の解消に向け、地域に暮らす様々な人々が日常的にふれあう機会を設けることが重要です。

そのためには、これまでの高齢者や児童生徒への見守り活動に加え、相談窓口や活動の拠点としての機能を持ち、地域に暮らす人々がいつでも、誰でも、気軽に利用できる、新たな拠点を設ける必要があります。

こうした新たな拠点の設置に向けて、地域の空き家等の活用に取り組むとともに、そのような場に市民一人ひとりが自ら出向くことができるよう、福祉意識の醸成や福祉教育の推進のほか、日常的なあいさつ・声掛け活動の推進に重点的に取り組みます。

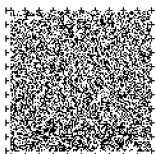
【成果指標】

指標	現状値 【平成 28 年度】	実績値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】
「地域福祉」という言葉の認知度の向上【「内容まで知っていた」を増やす】			
60 歳未満	7.1%	7.0%	20.0%
60 歳以上	14.4%	8.2%	30.0%
普段の近所付き合いの程度の向上【「よく家を行き来している」と「会えば親しく話をする人がある」を増やす】			
60 歳未満	28.1%	25.4%	38.1%
60 歳以上	45.3%	41.2%	55.3%
自治組織加入率の向上	56.7%	46.7%	60.0%

【活動指標】

指標	現状値 【平成 28 年度】	実績値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】
新たな拠点の設置	—	2	2

- 成果指標は、いずれも目標達成に至っていません。
- 相談窓口や活動拠点としての機能を持ち、気軽に利用できる新たな拠点として、ふくし総合相談センターよりそい・にじいろの2か所を設置しました。



【施策の評価・課題】

1. 福祉への目覚め・気づき

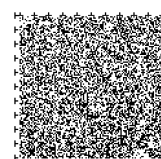
- 福祉意識の醸成に向けて、福祉教育や福祉活動の意義と重要性のPR等に取り組みました。新型コロナウイルスの影響で中止や縮小せざるを得ない時期もありましたが、工夫して取り組むことで効果的な推進に努めました。
- 大学や金融機関をはじめとする様々な団体と包括連携協定を締結し、地域連携による福祉教育を推進するための取組を行いました。より一層周知に力を入れていけるよう検討していく必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響により中止していた推進校連絡会議を令和4年度に再開し聴導犬デモンストレーションや学校内でZoomを活用した手話体験授業等新たな取組を実施しました。
- 令和4年度には、学生ボランティアの協力を得て、ひとり親家庭交流支援事業や協議体でのボッチャ体験を行うなど、多世代交流を通じた新たな福祉教育の取組を行っています。今後も各教育機関との連携強化に取り組む必要があります。

2. 孤立を防ぐ活動の場と居場所づくり

- 日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの育成や、見守り活動の推進に取り組んでいます。
- 自治組織加入促進のチラシを全戸配布、転入時や子育て世帯に対して小学校入学時に配布するなど、自治組織の活動をPRしています。
- コロナ禍により自粛していた社協支部と自治組織との共催事業等も一部再開した地域がありました。
- 高齢者への見守りを目的とする「ふじみん見守りネットワーク」は登録事業者等に対して研修会を行っています。また介護予防センターと共同で多世代交流事業を開催し、コミュニティソーシャルワーカーによる市内企業へのアプローチのもと、大手スーパーによる食糧や日用品の寄付、事業当日のボランティア参加、企業独自の社会貢献事業との連携による出前講座等を実施し、地域資源を活かしたネットワーク構築に向けた取組を行いました。
- 市社会福祉協議会と連携し、市民の厚意により借用している空き店舗を活用したパソコン教室や、ひきこもり当事者やボランティア活動に興味のある市民を対象としたサロンを実施し、新たな居場所となる事業を開始しました。

3. 地域の気軽なふれあいづくり

- 交流の場や機会の充実を目指しましたが、新型コロナウイルスの影響が大きく、実行性の評価は他に比べて低い結果となりました。工夫して取り組むことで効果的な推進に努めました。
- コロナ禍により小学生・保育園児といきいきクラブ(老人クラブ)の交流事業はできませんでしたが、高齢者の生きがいづくりに向けた取組として、児童の下校時の見守り、小学校の除草作業等の奉仕活動が実施されています。
- 移動手段の確保として民間路線バスと相互に補完する市内循環ワゴン及び外出の機会を創出するお出かけサポートタクシー等に取り組んだほか、公共施設の新築・改修の際にユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れた施設整備を行い、誰もが利用しやすい施設としました。



基本目標Ⅱ 人がつなぐ～世代を超えたまちのつなぎ役～

【重点項目】新たな地域のつなぎ役の確保と育成

(第2期ふじみ野市地域福祉計画より)

近年、生活スタイルの変化や支援を必要とする人の増加に伴い、地域の抱える生活課題は多様化しています。これらの問題に対し、可能な限り地域の力で解決に導くことができるように取り組む必要がありますが、地域活動の担い手不足が課題となっています。

そのため、本市における地域活動の推進を担い、地域の課題解決に向け適切な機関につなぐことのできる地域福祉リーダーやボランティア人材の確保と育成に取り組む必要があります。

また、幅広い年代の市民が地域のつなぎ役として、それぞれができることに取り組むことができるよう、ボランティア・NPO活動の支援に加え、新たな人材の発掘、企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進に重点的に取り組みます。

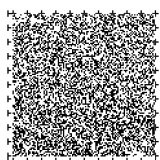
【成果指標】

指標	現状値 【平成 28 年度】	実績値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】
地域活動等への取組状況の向上 【「現在、積極的に取り組んでいる」と「たまに、取り組むことがある」を増やす】			
60 歳未満	14.4%	11.4%	24.4%
60 歳以上	24.9%	18.9%	34.9%
市民活動支援センター登録団体数の増加	107 団体	116 団体	150 団体
ふじみ野市生きがい学習ボランティア人材の向上			
登録団体数	8 団体	3団体	12 団体
登録人数	35 人	35 人	50 人

【活動指標】

指標	現状値 【平成 28 年度】	実績値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】
市民活動支援センター利用人数の増加	6,055 人	5,091 人	7,787 人
「ふじみん見守りネットワーク」登録事業所数の増加	79 事業所 (個人登録含む)	116 事業所	85 事業所
ホームページアクセス件数の増加	2,416,067 件	4,189,667 件	2,435,000 件

- 成果指標について、地域活動等への取組状況は年代を問わず低下しており、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。市民活動支援センター登録団体数は増加し、116団体となっています。
- 活動指標について、市民活動支援センター利用人数は平成30年度までは増加、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に3,000人台に低下し、令和4年度現在は5,091人に回復しています。「ふじみん見守りネットワーク」登録事業所数及び市のホームページアクセス件数は大幅に増加しました。



【施策の評価・課題】

1. 担い手の確保と後継者の育成

- 地域の課題解決力の向上や市民主体の福祉活動推進に向けて、人材育成に取り組んでいます。
- 令和3年度から対面を避けて自宅でできるボランティア体験プログラムの新規開発を行いました。また、新規メニューを開発したことで参加者の増加につなげることができました。
- 認知症サポーターや手話通訳者、災害ボランティアセンター運営ボランティア等の養成のほか、地域協働学校の取組の中で、各校の教育活動に参加する地域人材の発掘を行っています。今後は、大学ボランティアセンター等と連携して若者世代のボランティア人材の発掘に努めるとともに、高齢者と若者世代の交流の機会を設ける必要があります。

2. ボランティア活動の支援と促進

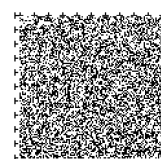
- コロナ禍によりボランティア活動の停滞、ボランティアの減少、グループの解散などが見られましたが、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に移行し、行動制限が緩和されてからは少しずつ改善傾向が見られます。
- 情報提供の手段として「生きがい学習ガイドブック」を発行しました。
- 市民活動支援センターを通じて、ボランティア団体やNPO法人をはじめとした市民活動に関する情報提供を行いました。また、打合せスペースの開放、印刷機等の無料貸し出しを行いました。
- 市民活動支援センター通信「駅前COCOから便」の発行、コーディネーターによる窓口相談により、市民活動、ボランティア活動に関する情報提供や活動の支援を行いました。
- 企業やサービス提供事業者に対してボランティア活動の推進をはかる方法の検討を続けており、企業・団体のCSR・社会貢献活動を応援し、SDGsを推進するSAITAMA社会貢献プロジェクトのチラシを窓口に設置し、同事業のPRを行いました。

3. 減災・防災体制の充実

- 防災講習会や講話への講師派遣等を行い、各地域における自主防災組織の育成に努めました。また、全市民参加型の総合防災訓練について、新型コロナウイルスの影響もありましたが、感染症対策をふまえて見直しを図った避難所運営マニュアルに基づいて実施し、地域住民の減災・防災意識と防災力の向上に努めました。
- 避難行動要支援者全体名簿の更新を毎月実施しているほか、民生委員・児童委員には避難行動要支援者同意者名簿及び緊急時災害時高齢者あんしん台帳の情報提供を行っています。
- 令和4年度の地域防災計画の改定に伴い、避難行動要支援者制度の対象者要件について、関係各課、自治組織及び民生委員・児童委員等と意見交換を行い、より実効性のある制度へ見直しを図りました。

4. 防犯体制の充実

- 地域と連携した防犯体制の充実に取り組んでいます。市内小学校においてスクールガードリーダーを配置し、登下校の見守り強化に取り組んでいるほか、地域防犯会議を開催し、防犯活動における地域の連携を強化することができました。
- 自治組織や青色防犯パトカー市民パトロール隊等の自主防犯団体により防犯活動を実施し、地域ぐるみでの活動により、安全・安心なまちづくりを推進しました。
- 各種講習会等については、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら実施し、地域、学校、警察等と犯罪抑止に向けた情報共有を行い、さらなる防犯意識と知識の高揚を図っていきます。



基本目標Ⅲ つながるシステム～「オールふじみ野」で解決できる体制～

【重点項目】市の情報提供と地域福祉ネットワークの強化

(第2期ふじみ野市地域福祉計画より)

個人や世帯単位における複雑な課題に対応するためには、地域の実情に応じて、高齢者・障がい者・子どもといった分野をまたがり、福祉、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まい等の多機関が連携した包括的な支援体制の構築が重要です。

そのためには、地域と専門機関等との橋渡し役となるコミュニティソーシャルワーカーの配置や地域の福祉課題を総合的に受け止める体制の推進、また、それらをどのような区分けで構築していくかという生活圏域の検討に取り組めます。

さらに、これまでの本市の取組や地域の中の活動について、どのようなことが行われており、どのような支援があるのか、市民一人ひとりに行き届いていないという課題が浮き彫りとなっており、誰もがアクセスしやすい情報提供手段の充実や相談窓口の周知に重点的に取り組めます。

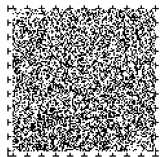
【成果指標】

指標	現状値 【平成 28 年度】	実績値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】
「市民総合相談室」の認知度の向上【「良く知っている」と「ある程度知っている」を増やす】			
60 歳未満	15.5%	13.5%	30.0%
60 歳以上	38.1%	29.3%	50.0%
自分に必要な「福祉サービス」情報の入手度の向上 【「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」を増やす】			
60 歳未満	29.6%	31.6%	39.6%
60 歳以上	34.8%	38.4%	44.8%
ふじみ野市の福祉サービスへの充実感の向上【「とても充実している」と「まあまあ充実している」を増やす】			
60 歳未満	24.0%	29.0%	34.0%
60 歳以上	28.2%	27.4%	38.2%

【活動指標】

指標	現状値 【平成 28 年度】	実績値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】
市民後見人の育成(累計人数)	35 人	45 人	70 人
コミュニティソーシャルワーカーの配置	0 人	4 人	2 人

- 成果指標について、自分に必要な「福祉サービス」情報の入手度はいずれの年代も増加し、ふじみ野市の福祉サービスへの充実感について60歳未満は増加しています。一方で、市民総合相談室の認知度がいずれの年代も低下しています。
- 活動指標について、市民後見人を45人育成しました。コミュニティソーシャルワーカーは4人となり、目標を達成しています。



【施策の評価・課題】

1. 相談体制の充実

- 市民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるように取り組んでいます。令和元年に市内社会福祉法人をはじめ医療法人やNPO法人等が共同の相談窓口となる「つながる相談窓口」を開設し、令和4年度末現在、14法人26事業所まで拡大し、身近な相談窓口として周知普及に努めています。
- 令和4年度の重層的支援体制整備事業の開始と「ふくし総合相談センター」「つながる相談窓口」等の相談窓口、相談支援の連携（協働）を周知啓発するため、職員による出前講座等を行い、リーフレットの配布を積極的に行いました。また、専門職や相談員に向けた会議・研修会を実施し、支援する際の役割分担の確認や専門性向上に努めています。
- 市民総合相談室においても、多様な分野に関わる総合相談窓口としての機能を発揮するため、福祉制度や社会資源等の情報収集、相談員や関係組織との多職種連携をしています。一方、相談するほどではないとの思いがある方へ向けてどのように周知・啓発していくかが課題となっています。
- 日本語を母国語としない市民向けの生活相談業務をNPO法人に委託して実施しました。

2. 情報のプラットフォームづくり

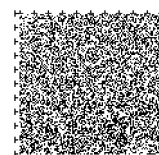
- 福祉サービスや各種窓口について、ガイドブックやホームページ等多様な手段による情報提供を行うとともに、情報アクセシビリティの向上に努めています。
- 民生委員・児童委員の活動中に知り得た個人情報の適切な管理に努めるよう、定例会等の機会を通じて周知しました。また、個人情報を守り、適切な運営が図れるよう支部活動べんり帳に個人情報保護に関する情報を掲載しました。引き続き、関係機関との情報の共有や情報セキュリティポリシーの策定を検討するなど、個人情報の保護に取り組んでいきます。

3. 福祉サービスの充実

- 高齢・障がい・子育て支援サービスのほか、生活困窮者やひとり親家庭等複合的な問題を抱えている家庭に対し、寄り添い型による包括的・総合的な支援を行いました。また、必要に応じ、庁内外の関係機関と連携した包括的な支援を行いました。
- コロナ禍においても、必要に応じ、訪問や同行支援等、アウトリーチによる支援を行い、支援を要する人を支援につなげました。また、子どもの貧困対策として、市社会福祉協議会と連携し、フードパントリーや多世代交流等、新たな福祉サービスの充実に取り組んでいます。
- 認知症や障がいを理由に判断能力が十分でない方を支援するため、成年後見制度の推進に取り組んでいます。令和2年度に中核機関として成年後見センターを立ち上げました。また、市と成年後見センターが連携して後見制度に係る勉強会の開催、市民への後見制度の普及・啓発を実施しました。令和5年度は市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ講座を行いました。

4. 福祉をつなぐネットワークの強化

- 地域で活動を行う様々な組織や団体が互いに連携して課題解決等に取り組むことを目指して重層的支援体制整備事業を開始し、福祉総合支援チーム職員とコミュニティソーシャルワーカーを核として、複合的な課題を抱えた相談者の課題を整理し、支援機関の調整を行う迅速な相談の受入れとアウトリーチを重視した伴走型の支援を実施しました。
- 日常的に寄せられる相談の中から求められる機能やサービスと地域資源をマッチングさせ、市内企業の協力のもと、社会とのつながりが必要な市民の就労訓練先の開拓や子どもやひきこもりの居場所づくりに取り組みました。
- 生活支援体制整備事業の4圏域全てに協議体を設置し、介護予防・支え合いのしくみづくりに取り組んでいます。今後さらに小地域での生活支援を活発化するため、事業展開や協議体の開催のためにコーディネーターの増員に向けた検討が必要です。



第6節 本市の地域福祉をめぐる主な課題

1. 誰一人取り残さない、孤立を防ぐ関係づくり

【地域のつながり】

- 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による世界的な社会の混乱は、住民同士のつながりをより希薄化させるものとなりました。
- 自治組織加入率が低下しているほか、世代間交流をはじめとする交流の場が中止・休止され、地域住民の交流機会が減っていることが関係団体ヒアリングからうかがえました。
- 市民アンケートにおいても、近所づきあいは世代を問わず「あいさつ程度の関係」である人が多くなっています。一方で、今後の近所づきあいとして「会えば親しく話をする人がいる」ことを希望する割合が30歳代以上で4～5割台となっており、より深いつきあいを希望する市民がいることがうかがえます。

【孤立・孤独対策】

- 市民アンケートにおいて、自分に親しい人がいると思うかについては、“思わない”との回答が年代が上がるにつれ高くなる傾向にあり、40歳代が2割と比較的高い状況です。外出を控え、閉じこもりがちになっている人、不安や孤独感を抱える世帯等に寄り添い、孤立を防ぐような場づくりが求められています。
- コロナ禍の影響を受け一層普及したオンラインツールの活用等を含め、多様な居場所・交流の場づくりに、多様な主体が連携して取り組む必要があります。

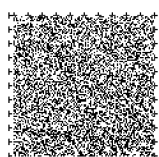
【出かけるための移動の支援】

- 居場所や交流の場に対して、高齢者や障がい者等、特に移動に不自由を感じる人が出かけやすい手段が引き続き求められています。

2. 助け合い・支え合いを育む仕組みの多様化と強化

【住民や多様な主体の連携による助け合い・支え合い】

- 本市では特に75歳以上の人口増加率が高く、高齢者単独の世帯は10年間で約1.7倍に増加しています。また、要介護認定者、知的障がい者及び精神障がい者、生活保護世帯等、見守りや支援を必要とする人が年々増加し、かつ世帯の抱える問題も複雑化・多様化しており、行政の公的な支援だけでは対応することが難しい状況です。
- 市民アンケートにおいて、地域で困っている人を助け合う気風があると思うかについては、“思わない”と6割弱が回答している一方、隣近所でできる手助けについては、「安否確認の声かけ」が5割台で最も多く、次いで「災害時の手助け（避難所への誘導など）」、「話し相手」がそれぞれ3割台となっています。
- 誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域住民のほか、自治組織、民生委員・児童委員等の地域福祉活動関係者、NPO・ボランティア団体、サービス事業所、民間企業等の様々な主体が連携し、見守り体制の強化や連携体制の構築に引き続き取り組む必要があります。



【地域活動、NPO・ボランティア活動の再構築、支援】

- 本市では自治組織をはじめ様々な地域活動やNPO・ボランティア活動が展開されていますが、人材確保や、新型コロナウイルスの影響による活動中止等が課題となっています。市民アンケートにおいても地域活動やボランティア活動をしていない市民の割合が増加しています。
- 今後してみたい地域活動やボランティア活動としても「特にない」が2割台と最も多くなっている一方、次いで「特技や趣味を活かした交流活動」、「地域を元気にする活動」のほか、「寄付・募金などの間接的支援」が1割半ばとなっています。
- 民生委員協力員制度等、民生委員・児童委員の負担軽減を図るための方策検討や、市民ニーズをふまえ、市民の活動の選択肢を増やす支援を行うなど、地域活動・ボランティア活動の継続及び活性化に向けて適切な支援を行っていく必要があります。

3. 分野、属性を越えた包括的な相談支援体制のさらなる充実

【分野や属性を越えて連携して支援する体制】

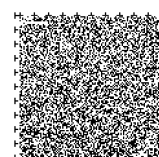
- 複合課題を抱える個人・世帯や既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等が近年増加しており、本市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野や属性を越えて多様な機関が連携して支援を行う包括的支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業として取り組んでいます。
- 専門職等アンケートにおいても、地域で気になる課題として複合的な課題を抱えるケースの増加が多く挙げられました。

【身近な相談先の周知】

- 市民アンケートにおいて、相談や助けが必要なときに、誰かに相談することができたかについては、「できた」が5割弱と最も多くなっている一方で「できなかった」が1割弱となり、特に 50 歳代までの年代で1割前後となっています。
- 相談先の認知度として“知っている”との回答は、「民生委員・児童委員」、「子育て支援センター」、「社会福祉協議会」の順で多く、それぞれ3～4割半ばとなっています。一方で“知らない”との回答は、「市民総合相談室」で7割半ば、「ふくし総合相談センター（よりそい・にじいろ）」と「つながる相談窓口」で約9割となっており、身近な相談先として継続的な普及に取り組む必要があります。

【手を差し伸べる支援】

- 関係団体ヒアリングや専門職等アンケートにおいて、孤立しているおそれがある人・世帯や、複合的な課題を抱える人・世帯は、相談先やサービスに対する情報収集に困難を抱えていたり、相談しようと思わない、支援が必要だと思わないなどの状況が指摘されています。
- 孤立しているおそれがある人・世帯や、複合的な課題を抱える人・世帯に対して、寄り添い型による包括的な支援、必要に応じてアウトリーチを行っています。継続して取り組むとともに、さらなる連携体制の強化に取り組むことが重要です。



第3章

計画の目指す方向性

第1節 基本理念

平成25年度から平成29年度を計画期間とする第1期計画では、町会・自治会長、民生委員・児童委員や社会福祉協議会支部の役員の方をはじめ、地域で積極的に活動を展開している市民を主体とした地域懇談会を実施し、その内容に基づき、「豊かな心で支え合う 思いやりのまち ふじみ野」を基本理念として掲げました。第2期計画においても、第1期計画で取り組んできた理念を踏襲するとともに、市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」との整合を図り「豊かな心で支え合う 安全と安心のまち ふじみ野」を基本理念として定めました。

本計画の策定にあたっては、基本理念について「ふじみ野市地域福祉計画審議会」委員からご意見を募り、人と人とがつながっていること、互いの個性を尊重し、発揮できること、未来への期待を持ち、夢と希望を持てることといったまちへの想いが挙げられました。

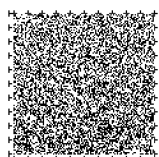
本計画の基本理念は、第2期計画までを踏襲するとともに、市民が支え合いながら、それぞれの個性を発揮し、未来への期待を持てる「みんなが輝けるまち」を目指し、以下のように定めます。

豊かな心で支え合う

みんなが輝けるまち ふじみ野



ふじみ野市 PR 大使『ふじみん』



第2節 基本目標

基本目標Ⅰ 地域づくり ～誰もが気軽につながり合える地域～

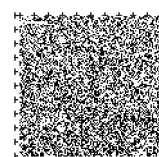
- 地域における助け合い・支え合いの基盤づくりに向けて、福祉意識の醸成や自治組織をはじめとする地縁活動の推進に取り組みます。
- 孤立・孤独感を抱える世帯等を含め、身近な住民同士が日頃から気軽につながることができ、気軽に参加できるような、多様な居場所・交流の場を、多様な主体が連携してつくるための支援を行います。
- 高齢者や障がい者等、特に移動に不自由を感じる人が居場所や交流の場に出かけやすいよう、移動の支援・ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

基本目標Ⅱ 関係づくり ～互いの個性を活かし、支え合う関係～

- 誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、市民のほか、自治組織、民生委員・児童委員等の地域福祉活動関係者、NPO・ボランティア団体、サービス提供事業者、民間企業等の様々な主体による、見守り・防犯に取り組みます。
- 公的なサービスだけでは対応できない地域の課題を地域住民が主体的に把握し、解決に向けた検討を行う体制の支援に引き続き取り組みます。
- 地域活動・ボランティア活動について、小規模・間接的な活動や、働き盛り世代でも気軽に取り組める内容等、多様な活動を展開していくことができるよう、NPO・ボランティア団体に対し適切な支援を行います。

基本目標Ⅲ 体制づくり ～受け止め、垣根を越える支援体制～

- 高齢者や障がい者、子育て世代やひとり親家庭、外国籍市民、生活困窮者等、生活上の困難を抱える市民が地域において自立し、安心した生活を送ることができるよう、「多機関の協働による包括的支援体制」のさらなる充実に取り組みます。
- 地域福祉の情報についての周知や、身近な相談窓口の充実に取り組みます。



第3節 施策の体系

課題と求められる方向性

誰一人取り残さない、孤立を防ぐ関係づくり

- コロナ禍の影響により、これまで以上に地域のつながりの希薄化が懸念される。
- 今後の近所づきあいとしてより深いつきあいを希望する市民がいることもうかがえた。
- 不安や孤独感を抱える世帯等に気付き、寄り添い、孤立を防ぐような場づくりが必要。
- 特に移動に不自由を感じる人が出かけやすい手段が引き続き重要。

助け合い・支え合いを育む仕組みの多様化と強化

- 様々な主体の協働により、見守り体制の強化や連携体制の構築に取り組む必要がある。
- 地域活動やNPO・ボランティア活動は人材の確保、新型コロナウイルスによる活動中止の影響などが課題。
- 市民の活動の選択肢を増やす支援を行うなど、地域活動・ボランティア活動の継続及び活性化に向けて適切な支援を行っていく必要がある。

分野、属性を越えた包括的な相談支援体制のさらなる充実

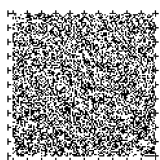
- 複合的な課題を抱えるケースの増加が指摘されている。
- 「ふくし総合相談センター（よりそい・にじいろ）」、「つながる相談窓口」等を身近な相談先として継続的に普及させる必要がある。
- 孤立しているおそれがある人・世帯や、複合的な課題を抱える人・世帯に対して、継続的な支援とさらなる連携強化に取り組むことが重要。

基本理念

豊かな心で支え合う

みんなが輝けるまち

ふじみ野



基本目標

施策

基本目標Ⅰ

地域づくり

～誰もが気軽に
つながり合える地域～

1. 互いを気にかけてあう地域づくり
2. 接点を持ち活躍できる場づくり
3. 移動の支援・ユニバーサルデザインの推進

基本目標Ⅱ

関係づくり

～互いの個性を活かし、
支え合う関係～

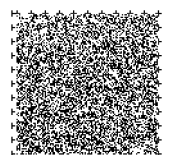
1. 見守り・防犯体制の充実
2. 市民による課題解決に向けた支援
3. 人材育成とNPO・ボランティア活動支援
4. 減災・防災体制の充実

基本目標Ⅲ

体制づくり

～受け止め、
垣根を越える支援体制～

1. 身近で受け止めつながる相談の充実
2. 情報のプラットフォームづくり
3. 分野、属性を越えたネットワーク強化



第4章

計画の推進に向けて

第1節 計画の普及・啓発活動

地域福祉の推進に向けた方向性や具体的な取組を示す本計画の概要版を作成、広報や市ホームページ等を活用して公表し、趣旨を理解していただくとともに、地域福祉の取組への機運を高めます。

第2節 協働による計画の推進体制

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の取組に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

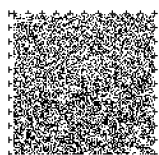
1. 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人として、一人ひとりが自らの地域を知り、自分の暮らす地域をより良くしたいという主体性を持ち、地域で起こっている様々な問題を「我が事」と捉え地域の中で解決していくことが重要です。

そして、地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

2. NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。



3. サービス提供事業者・企業の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開のほか、他のサービスとの連携、利用者本位のサービス提供の取り組み、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や市民参加の支援及び福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

また、企業においても募金や活動に対する協賛だけではなく、地域の一員として、企業の事務所や工場の従業員が地域の福祉活動に参加する等の社会貢献活動も取り入れられるようになりました。事業所周辺の美化活動、登下校時の見守り、災害協定の締結などの緊急時での業務協力や職員派遣等、専門性と機動力を発揮することで、より地域の福祉活動を活発化させるものと期待されています。

4. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、住民の参加により、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。社会福祉協議会では今後、自治組織や民生委員・児童委員及び社会福祉協議会支部との話し合いの機会を持ち、本計画で地域の役割として盛り込まれた取組に関して、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行いつつ、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められます。

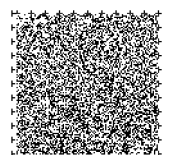
5. 行政の役割

地域福祉の推進に当たっては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、自治組織、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業及び社会福祉協議会等の関係機関・団体の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

第3節 「誰一人取り残さない社会」の実現

本市の最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030(後期基本計画)」では、その各施策の取組が、まちづくりの目標の達成につながり、さらに目標を達成することで SDGs の目標(ゴール)につながることを目指すとの考え方が示されています。

本計画における施策についても、SDGs の 17 のゴールやターゲットに関連するものとして、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指します。



第4節 重層的支援体制整備事業の実施

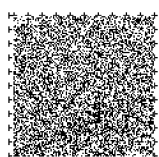
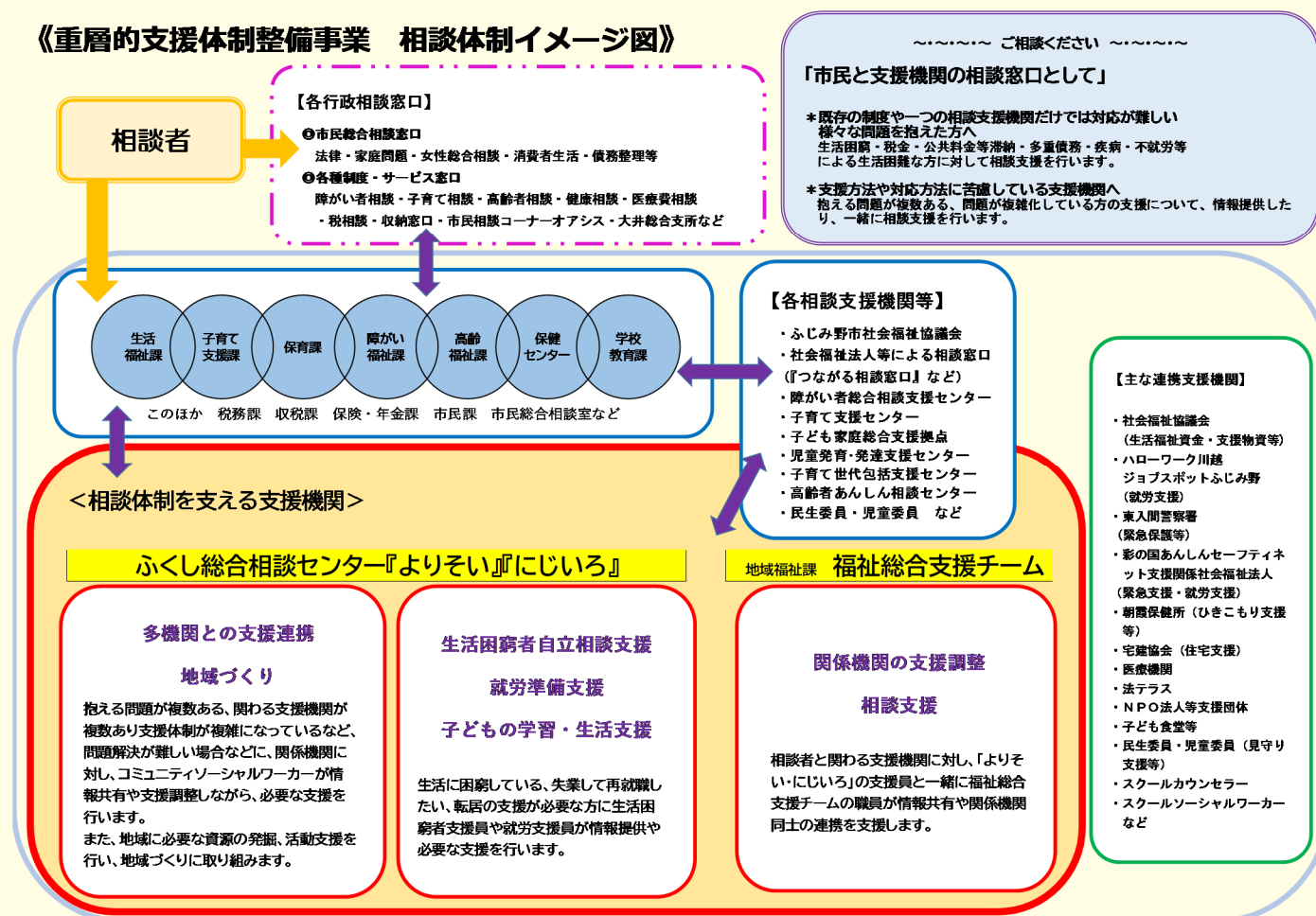
本市では、重層的支援体制整備事業の前身として、平成30年度から国のモデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」と「地域力強化推進事業」に取り組みました。高齢・障がい・子ども・生活困窮といった対象者及び分野ごとの相談支援体制の充実や地域づくりをはじめ、ふくし総合相談センターでは、生活困窮者自立相談支援機関を核とした総合的、包括的な総合相談体制の構築を他自治体に先駆けて取り組んできました。これにより、高齢者あんしん相談センターをはじめ、分野ごとに専門職を配置した専門相談窓口を整備し、日々、多くの困りごとを抱えた市民の相談や支援に対応しているところです。

そして、これまでの取組をさらに推進させるものとして、重層的支援体制整備事業を令和4年度から実施しています。

この事業は、令和2年6月の社会福祉法の一部改正に基づき、市民が抱える複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の対象者の分野や属性を問わない「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指す取組です。

■本市重層的支援体制整備事業のイメージ

《重層的支援体制整備事業 相談体制イメージ図》



第5節 計画の進行管理

本計画の着実な推進のため、庁内体制については、平成 23 年度に設置された「地域福祉計画庁内策定・推進会議」において、引き続き意識啓発及び情報の共有を図り、全庁的な協議を行うとともに、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

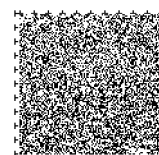
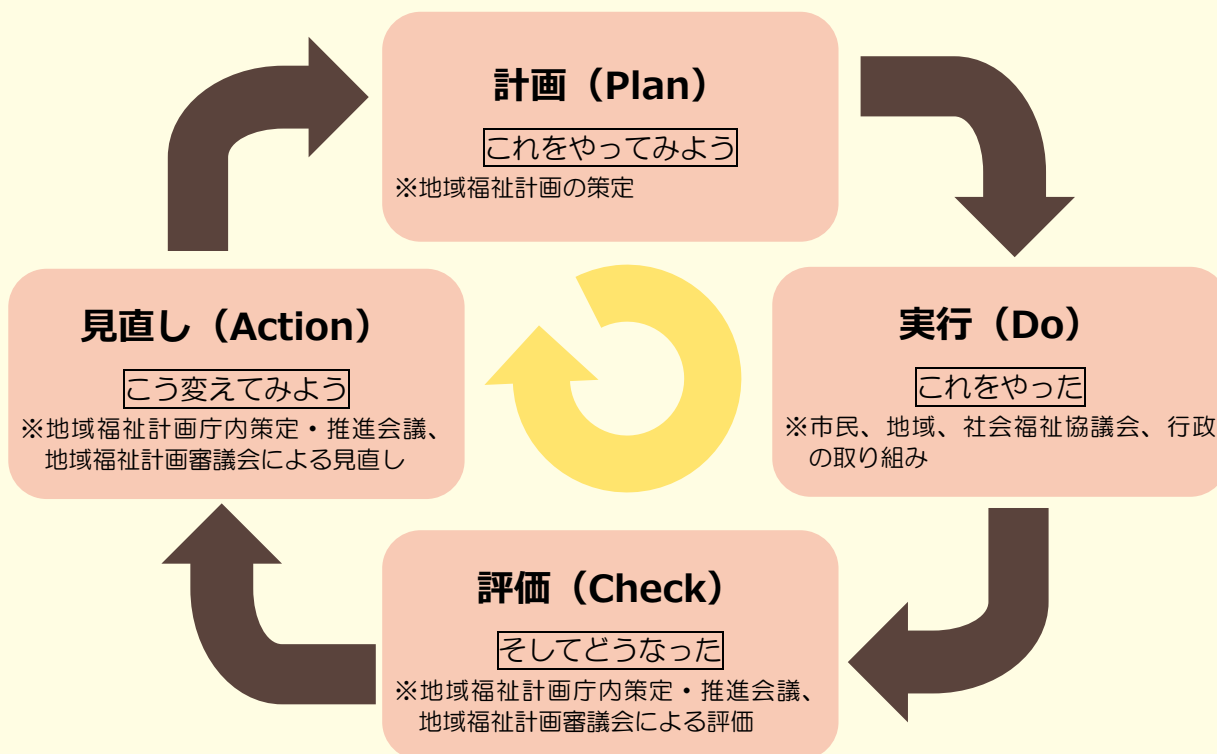
上記の計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

特に評価(Check)方法については、「何を、どのくらい行うのか」という活動指標と、「取組の結果として、何がどうなることを目指すのか」という成果指標を設けることで、より効果的な計画の進捗状況の把握に努めます。

また、基本目標ごとに、この6年間で重点的に行う項目として、重点項目を掲げています。重点項目に関わる取組については毎年「地域福祉計画審議会」に報告し、評価・見直しを継続的に行います。その他の項目の進行管理については、地域福祉計画独自の取組を除き、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、子どもの貧困対策及び健康づくり等、それぞれの分野別計画に委ねるものとします。

なお、取組の評価や見直した内容については、広報や市ホームページ等を使用して市民に広く公開します。

■PDCAサイクルの流れ



各論 I

地域福祉と一体的に推進する項目

第1章 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が継続してその人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

◆取組内容

福祉サービスの利用に向けた支援

取組の方向性	担当課
判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業※6について、積極的な情報提供による周知を図り、利用に向けた適切な支援を行います。 また、市長申立てや報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行います。	【市民総合相談室】 【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】

広報機能・相談窓口の充実

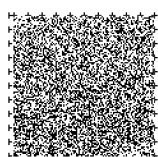
取組の方向性	担当課
市民の制度に対する理解を深め、権利擁護に関する支援が必要な人に制度が普及するよう、成年後見制度の周知・啓発に取り組みます。 また、成年後見制度の利用に関する相談や手続き等の支援を行います。	【障がい福祉課】 【高齢福祉課】

後見人の養成及び活用支援

取組の方向性	担当課
制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する人が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、法人後見事業や市民後見人の育成支援に取り組みます。	【高齢福祉課】

地域連携ネットワークの構築

取組の方向性	担当課
権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、ふじみ野市成年後見センターを中核機関とした権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めます。 また、支援関係者がチームとなって被後見人等を見守る体制を構築し、本人の意思が尊重され身上に配慮した権利擁護支援が適正に行えるよう努めます。	【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】



※6 福祉サービス利用援助事業：判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が、地域において自立した生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険の利用、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

第2章 再犯防止推進計画

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障がい、薬物依存、家庭機能不全、学校の中退・退学等様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、高齢者や障がい者、住居や就労先を確保できない人等が罪を犯し、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまうことも見受けられています。

地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、就労や住居の確保のための支援や、相談支援、地域との連携による支援体制を構築することを目指します。

◆取組内容

就労・住居確保に向けた支援

取組の方向性	担当課
住宅確保要配慮者への支援に取り組む埼玉県と連携し、住まいの確保に向けた情報提供に努めるとともに、ジョブスポットふじみ野等との連携により、就労に向けた支援やトライアル雇用等の制度の周知を行います。	【地域福祉課】

福祉・保健医療サービス利用促進

取組の方向性	担当課
犯罪をした人等のうち、高齢者や障がい者等複合的な要因により自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、福祉、保健医療サービスの利用支援等、適切な支援を行います。	【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【保健センター】

児童生徒の非行防止

取組の方向性	担当課
要保護児童※ ⁷ に対し関係機関との連携により適切な見守り・支援を行うとともに、青少年健全育成団体等と連携協力し、青少年の非行防止について啓発を行います。	【子育て支援課】 【学校教育課】

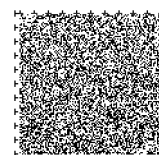
更生保護にかかわる団体等への支援・連携強化

取組の方向性	担当課
保護司会をはじめとする更生保護団体等の活動を支援するとともに、一層の連携強化を図ります。	【地域福祉課】

更生保護に関する広報・啓発活動の推進

取組の方向性	担当課
更生保護や再犯防止に関する取組の周知を行い、市民の再犯防止施策に関する理解を促進します。	【地域福祉課】

※7 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。孤児、保護者に遺棄された児童、被虐待児童や非行児童などが含まれ、保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童（ネグレクト）や不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等もこの範疇に入る。



各論Ⅱ 基本施策

基本目標Ⅰ

地域づくり ～誰もが気軽につながり合える地域～

【重点項目】

社会とのつながりをつくるための支援

地域には様々な生活課題がありますが、社会とのつながりが途切れており、受けるべきサービスを受けられていない、生活の行き場がない、頼っていた家族を頼れなくなってしまったなど、複雑な事情を抱えたまま発見されない人や世帯があるといわれています。

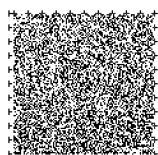
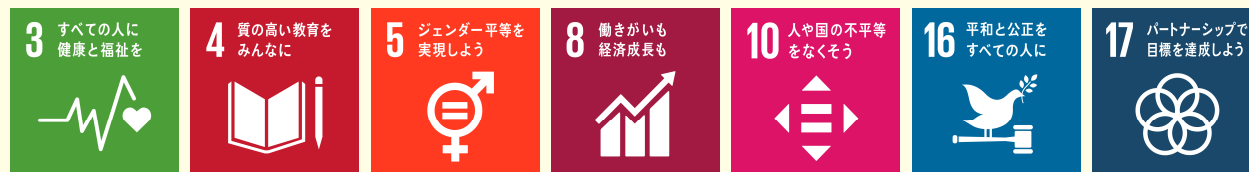
このような人や世帯に対しては、課題を解決するための支援はもちろん、日常生活において人や社会とつながり続けるための支援を両立することが重要です。似たような仲間と出会える、自分の特技を活かすことができる、ふらっと立ち寄れるなど、人とのつながりや信頼を再構築できる場づくりに、市社会福祉協議会、企業、活動団体等と連携して取り組むことが求められています。

また、市民一人ひとりが地域の多様な人々を尊重し、あいさつ等、日常的に顔を合わせて声をかけあうことができるよう、福祉意識の醸成に引き続き取り組む必要があります。

重点項目に向けた 主な取組内容

- 1-1-① 地域福祉に関する普及啓発
- 1-1-② 学校での福祉教育の推進
- 1-1-④ 世代間交流の促進
- 1-1-⑥ あいさつ・声掛け活動の推進
- 1-2-① 地域活動の拠点の充実
- 1-2-③ 社会参加・生きがいづくりの推進
- 1-2-④ 就労機会の拡充・支援
- 1-3-② ユニバーサルデザインのまちづくり

◆関連するSDGs

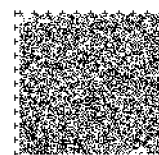


◆成果目標

項目	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
助け合う気風のある地域づくり 【困っている人を助け合う気風があると思うかについて「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を増やす】	%	39.6	57.6
孤独・孤立感の解消 【親しい人がいると思うかについて「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を増やす】	%	77.1	85.1

◆活動指標

項目	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域交流の場の開催数	回	3	5
市内循環ワゴンの年間利用者数	人	86,881	93,980



施策1. 互いを気にかけてあう地域づくり

◆施策の方向性

市民一人ひとりが地域の多様な人々を尊重しながら、主体的・積極的に地域について考えることができるよう、福祉意識の醸成に取り組みます。また、日常的なあいさつなど、顔を合わせて声をかけあう関係づくりや、自治組織をはじめとする地縁活動の推進に取り組みます。

◆取組内容

1-1-① 地域福祉に関する普及啓発

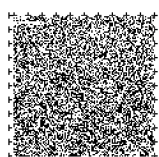
取組の方向性	担当課
市民が、地域に住む高齢者や障がい者、外国籍市民、子育て家庭等の抱える課題に対して理解を深めていけるよう、広報・普及啓発活動やイベント・講演会、福祉講座等を開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。	【協働推進課】 【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【保健センター】

1-1-② 学校での福祉教育の推進

取組の方向性	担当課
市内全域の小学校、中学校、高等学校並びに大学と連携し、地域住民や地域活動団体、サービス提供事業者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。 このことで児童、生徒及び学生が、福祉に関する理解を深めることができるように努めます。	【協働推進課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【学校教育課】

1-1-③ マナーの向上に向けた啓発活動

取組の方向性	担当課
市民一人ひとりが地域に暮らす人々を意識し、互いに気持ちよく生活することができるよう、市民のモラルやマナーを向上するための啓発活動に取り組みます。	【人事課】 【環境課】 【障がい福祉課】 【子育て支援課】 【公園緑地課】



1-1-④ 世代間交流の促進

取組の方向性	担当課
地域の人々との交流は、高齢者や障がい者にとっては生きがいづくりの一部であり、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながることから、地域の活動機会を充実させ、世代間交流の促進を図ります。 これにより市民が、世代を越えて支え合い・助け合いができることを目指します。	【協働推進課】 【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】

1-1-⑤ 地域における交流の充実

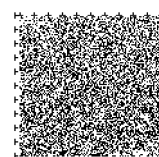
取組の方向性	担当課
地域における交流の活性化に向け、地域の様々な資源を活用し、身近に集まることができる仕組みづくりを推進します。また、施設貸し出しにより活動の場を提供するとともに、市民にとって身近な場所となるよう、地域の空き家等の活用も検討します。 これにより市民が、地域において支え合い・助け合いができることを目指します。	【協働推進課】 【地域福祉課】 【社会教育課】

1-1-⑥ あいさつ・声掛け活動の推進

取組の方向性	担当課
日常生活の中で困ったときに地域内で助け合い、支え合っていけるよう、子どもから大人まで全ての市民が、まずは家庭内や隣近所等の身近なところでのあいさつや声掛けをはじめ、自治組織、市全体へとあいさつ・声掛けの取組を展開し、近所付き合いや助け合いを大切にする地域づくりを推進します。	【全庁】

1-1-⑦ 自治組織活動への支援

取組の方向性	担当課
自治組織運営に必要な情報提供や加入促進の啓発、活動の場の提供など、地域活動が円滑に運営できるように支援します。 また、自治組織連合会と連携を図りながら、自治組織におけるICT化の取組を支援します。	【協働推進課】 【公園緑地課】



施策2. 接点を持ち活躍できる場づくり

◆施策の方向性

身近な住民同士が日頃から気軽につながることができるよう、また、孤立・孤独感を抱える世帯等を含め、各個人が自分に合った居場所を選択できるよう、居場所・交流の場の設置・運営を支援します。

さらに、誰もが個性と能力を発揮でき、生き生きと暮らすことができるよう、社会参加や生きがい、就労に向けた支援を行います。

◆取組内容

1-2-① 地域活動の拠点の充実

取組の方向性	担当課
コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターを中心に、子どもから高齢者まで誰もが参加できる多世代交流事業の実施、居場所づくりに取り組みます。	【地域福祉課】

1-2-② 地域における健康づくり活動の促進

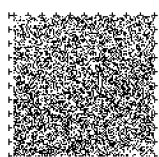
取組の方向性	担当課
地域の身近な場所で、市民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動の促進を図るとともに、健康づくり活動への参加を通じて、地域や社会への参加のきっかけづくりにつなげます。	【文化・スポーツ振興課】 【高齢福祉課】 【保健センター】

1-2-③ 社会参加・生きがいづくりの推進

取組の方向性	担当課
社会参加や学習・文化活動等の機会を拡充するため、ニーズの把握から活動に当たっての支援を行います。 また、学習・文化活動等を通じた自主活動を推進し、市民が学習の成果を地域に還元できることを目指します。	【協働推進課】 【文化・スポーツ振興課】 【社会教育課】

1-2-④ 就労機会の拡充・支援

取組の方向性	担当課
住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて生きがいを持てるよう、高齢者や障がい者等の就労相談や就労機会の拡充等、適切な支援を行います。	【障がい福祉課】 【高齢福祉課】



施策3. 移動の支援・ユニバーサルデザインの推進

◆施策の方向性

高齢者や障がい者など、特に移動に不自由を感じる人が居場所や交流の場に出かけやすいよう、移動の支援・ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

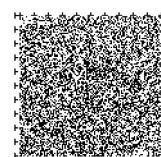
◆取組内容

1-3-① 移動手段の確保

取組の方向性	担当課
全ての市民が地域の交流の様々な機会に出向くことができるよう、安全な道路・交通環境の整備に努めるとともに、多様な移動手段の確保に向け、市内循環ワゴン及びお出かけサポートタクシーの利便性の向上や移送サービスの充実に努めます。	【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【都市計画課】

1-3-② ユニバーサルデザインのまちづくり

取組の方向性	担当課
地域活動や交流の場において、全ての市民が参加しやすくなるよう、公共施設や道路のユニバーサルデザイン化を推進します。	【公園緑地課】 【建築課】 【道路課】



基本目標Ⅱ

関係づくり ～互いの個性を活かし、支え合う関係～

【重点項目】

担い手の育成と活動の場の多様化

本市では、支援を必要とする市民が増加する一方、自治組織、民生委員・児童委員等の地域福祉活動関係者、NPO・ボランティア団体等の地域における活動を担う担い手の不足が課題となっています。

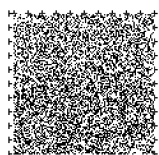
また、担い手不足により既に地域で活動している方々の負担が増しており、負担軽減を図るための方策検討や、あらゆる市民が気軽にボランティアや地域活動ができるようなメニューの展開など、多くの市民が地域福祉の担い手として活躍し、その個性を発揮できるよう、適切な支援を行っていく必要があります。

また、近年企業やサービス提供事業者の果たす社会的責任として、社会貢献活動に取り組むことも重要視されており、ノウハウを活かして多様な活動を展開することができるよう、活動促進と地域ニーズのマッチングに取り組むことも重要です。

重点項目に向けた 主な取組内容

- 2-2-① 地域課題の把握と協働による解決策の検討
- 2-2-② 社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携強化
- 2-2-③ 地域内連携への支援
- 2-3-① 地域福祉リーダーの育成
- 2-3-② 人材や社会資源の発掘
- 2-3-③ ボランティアの育成と資質向上
- 2-3-⑤ 企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進

◆関連するSDGs

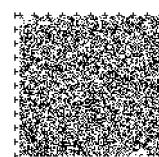


◆成果目標

項目	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域活動等への取組状況の向上 【「現在、積極的に取り組んでいる」と「たまに、取り組むことがある」を増やす】			
60歳未満	%	11.4	24.4
60歳以上	%	18.9	34.9

◆活動指標

項目	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
市民活動支援センター利用人数の増加	人	5,091	7,787
ふじみん見守りネットワーク登録事業所の拡大	事業所	116	160
民生委員・児童委員の充足率の増加	%	93.7	98.0



施策1. 見守り・防犯体制の充実

◆施策の方向性

誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、市民のほか、自治組織、民生委員・児童委員等の地域福祉活動関係者、NPO・ボランティア団体、サービス提供事業者、民間企業等の様々な主体による、見守り・防犯体制の充実に取り組みます。

◆取組内容

2-1-① 見守り活動の推進

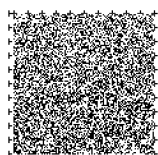
取組の方向性	担当課
地域の中で支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域内での登下校時を含む子どもの見守りや児童虐待防止活動、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への見守り活動、障がい者や援助を必要とする人が携帯する「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の普及を推進します。 また、サービス提供事業者等地域全体を巻き込んだ見守り活動のあり方について検討します。	【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】

2-1-② 安心して生活できる地域づくりの推進

取組の方向性	担当課
自治組織や事業所、青色防犯パトカー※8市民パトロール隊をはじめとする自主防犯団体や、わんわんパトロール、ウオーキングパトロール※9等の「ながら防犯」の拡充等、防犯活動への支援を行うとともに、次世代へ活動を引き継いでいくために幅広い世代への働きかけを行います。	【危機管理防災課】 【地域福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【学校教育課】

2-1-③ 地域防犯体制の充実

取組の方向性	担当課
高齢者を狙った特殊詐欺、悪質商法や子どもを巻き込む犯罪等を防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。	【危機管理防災課】 【市民総合相談室】 【地域福祉課】 【高齢福祉課】 【学校教育課】



※8 青色防犯パトカー：市民の防犯ボランティアの方や市職員が乗車し、児童の見守り活動などの防犯パトロールを実施するため、青色回転灯を付けた車両。

※9 わんわんパトロール、ウオーキングパトロール：地域における犯罪を抑制するため、犬との散歩やウオーキングをしながら、防犯パトロールを行うこと。

施策2. 市民による課題解決に向けた支援

◆施策の方向性

コミュニティソーシャルワーカー等を中心に、地域活動のコーディネート、地域資源と課題とのマッチングを行い、市民一人ひとりが地域で自ら主体となって地域課題の把握や解決に向け取り組むことができる体制づくりに取り組みます。また、それらの推進にあたり重要な役割を果たす社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携強化に引き続き取り組みます。

◆取組内容

2-2-① 地域課題の把握と協働による解決策の検討

取組の方向性	担当課
コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーター※10を中心に、地域課題の把握、課題解決に向けた住民主体の協議体による検討を行います。	【地域福祉課】 【高齢福祉課】

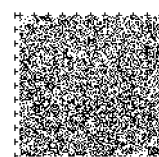
2-2-② 社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携強化

取組の方向性	担当課
社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で中核となる組織であるため、今後も社会福祉協議会との連携の強化を図ります。 また、民生委員・児童委員に対しては、市民の身近な相談役としての活動を今後も積極的に推進していただけるよう、必要な情報の提供や研修の実施等、活動への支援を行います。	【市民総合相談室】 【地域福祉課】 【生活福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【保健センター】 【学校教育課】

2-2-③ 地域内連携への支援

取組の方向性	担当課
市民活動支援センター等を通じて、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携への支援に努めるとともに、地域のニーズにあったボランティアを適切に派遣することができるよう、ボランティアセンター等と情報の共有を行います。	【協働推進課】

※10 生活支援コーディネーター：別名で「地域支え合い推進員」と呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。



施策3. 人材育成とNPO・ボランティア活動支援

◆施策の方向性

市民による地域課題の解決や、市民主体の福祉活動の推進に向けて、人材やNPO等の社会資源の掘り起こしや育成に取り組めます。また、ボランティア・NPO活動等について、活動の促進に向けた情報提供や、ボランティアセンターを中心とするボランティア派遣に取り組むとともに、企業やサービス事業者に対して働きかけを行います。

◆取組内容

2-3-① 地域福祉リーダーの育成

取組の方向性	担当課
市民に対する地域における先進的な活動事例の紹介や研修等の実施により、地域福祉活動の推進・コーディネーター役となるリーダーの育成に努めます。	【地域福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】

2-3-② 人材や社会資源の発掘

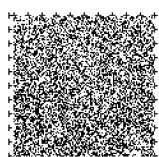
取組の方向性	担当課
気軽に取り組める多様な活動メニューを展開していくことができるよう、各種ボランティア体験の開催支援や活動周知を図ります。 また、次代のボランティア人材の発掘に向けて、学校と連携し、児童・生徒やその親世代の参加を促します。	【協働推進課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【学校教育課】 【社会教育課】

2-3-③ ボランティアの育成と資質向上

取組の方向性	担当課
ボランティア活動に意欲的な市民から求められる支援を把握するとともに、講座や研修内容の充実に努めます。 また、災害時等の緊急時に活動する専門的な技能が必要な手話通訳者等のボランティア研修の充実に努めるなど、資質の向上に努めます。	【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【保健センター】

2-3-④ ボランティア・NPO活動への支援

取組の方向性	担当課
各種ボランティア団体・NPOに対してボランティア活動に関する情報提供の充実に努めるとともに、活動内容等を広報紙やホームページ、SNS等で積極的に発信するなど、各種団体の活動を促進するための支援を行います。	【協働推進課】



2-3-⑤ 企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進

取組の方向性	担当課
企業に対して、社会貢献への理解を働き掛け、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するまちづくり活動への協力を引き続き呼び掛けます。 また、サービス提供事業者等の施設に対して、ボランティアの受け入れや育成支援について、協力を呼び掛けます。	【危機管理防災課】 【産業振興課】 【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】

施策4. 減災・防災体制の充実

◆施策の方向性

減災・防災の担い手となる市民、企業・団体、サービス提供事業者、ボランティア・NPO等の地域の構成員が、それぞれの果たすべき役割を認識し、主体的に取り組むことができるよう、防災訓練や自主防災組織の支援に取り組みます。

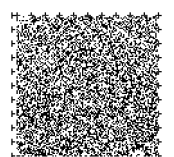
◆取組内容

2-4-① 地域における減災・防災力の向上

取組の方向性	担当課
各地域における自主防災組織の支援に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域住民の減災・防災意識と地域の減災・防災力の向上を図ります。 また、防災訓練等を通じて、医療、消防、警察、自衛隊等防災関係機関及び市内の事業者と連携し、災害時の初動体制の強化に努めます。	【危機管理防災課】

2-4-② 避難行動要支援者の把握

取組の方向性	担当課
避難行動要支援者制度に基づき自治組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し、要支援者の把握と名簿の提供を行います。 また、定期的に名簿を更新するなど、名簿の精度向上に努めるとともに、関係機関や関係各課との連携強化により、名簿の適正管理に取り組みます。	【危機管理防災課】 【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】



基本目標Ⅲ

体制づくり ～受け止め、垣根を越える支援体制～

【重点項目】

地域福祉ネットワークの強化

複合化・複雑化した課題や、既存の支援制度では対応が難しい課題を抱える世帯が近年増加し、ニーズも多様化しています。引き続き「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を軸に、地域福祉ネットワークの強化に取り組む必要があります。

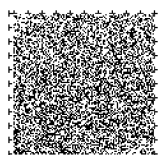
特に、「つながる相談窓口」をはじめとする、市民が地域で身近に相談できる連携体制の強化や、住民同士が地域の困りごとについて話し合い、情報収集もできる場の充実について、市社会福祉協議会との連携・協働で取り組む必要があります。

また、このような相談先や場について、SNS等を活用した効果的な情報発信も求められています。

重点項目に向けた 主な取組内容

- 3-1-① 相談窓口の周知
- 3-1-② 身近な相談体制の充実
- 3-2-① 情報提供の充実
- 3-3-② 地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進

◆関連するSDGs

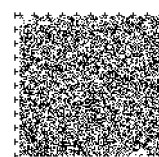


◆成果目標

項目	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
身近な相談先の周知普及 【「よく知っている」と「ある程度知っている」を増やす】			
ふくし総合相談センター(よりそい・にじいろ)	%	6.6	50.0
つながる相談窓口	%	5.7	50.0
市民総合相談室	%	20.6	50.0
自分に必要な「福祉サービス」情報の入手度の向上 【「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」を増やす】			
60歳未満	%	31.6	39.6
60歳以上	%	38.4	44.8
相談や助けが必要な時に、相談することが「できなかった」人を減らす	%	9.5	7.1

◆活動指標

項目	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
市民後見人の育成	人	58	90
生活困窮者への自立相談支援事業における新規相談件数	件	489	500
重層的支援体制整備事業における新規相談件数	件	39	50



施策1. 身近で受け止めつながる相談の充実

◆施策の方向性

市民が抱える課題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるよう、身近な相談先の充実、総合相談機能の強化に取り組みます。

また、市民の幅広い相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理、必要な支援機関との連携を適切に行うことができるよう、従事する職員の資質向上に努めます。

◆取組内容

3-1-① 相談窓口の周知

取組の方向性	担当課
市が設置する各種相談窓口が、市民にとって分かりやすいものとなるよう、関係機関との連携を図ります。 また、市民がより相談窓口の情報を入手しやすくなることを目指します。	【広報広聴課】 【市民総合相談室】 【産業振興課】 【地域福祉課】

3-1-② 身近な相談体制の充実

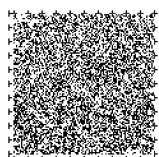
取組の方向性	担当課
「つながる相談窓口」における、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、地域の活動団体等が開設している相談窓口のネットワークにより、市民にとって身近な相談先の充実と支援機関との連携体制の強化を図ります。	【地域福祉課】

3-1-③ 総合相談機能の強化

取組の方向性	担当課
相談から支援までをワンストップで行う市民総合相談の充実に向け、庁内各課との連携に取り組みます。 また、複雑化した相談ニーズに対応するために、包括的な支援体制の構築に取り組みます。	【市民総合相談室】 【地域福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【保健センター】

3-1-④ 相談員の資質向上

取組の方向性	担当課
市民からのあらゆる相談を受け止め必要な部署に繋がられるよう、相談機関を所管する課における相談に関わる職員の資質向上に努めます。 また、困難な事例については、関係機関による会議等を開催し、支援方針の検討を通じ、個々の技術・知識の向上を図ります。 また、市民が抱える多種・多様な問題について、解決に向けた適切な支援ができることを目指します。	【人事課】 【市民総合相談室】 【協働推進課】 【地域福祉課】 【生活福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【保健センター】 【学校教育課】



施策2. 情報のプラットフォームづくり

◆ 施策の方向性

福祉サービスの情報や地域活動・ボランティアの情報などの様々な情報が、必要とする人に適切に行き届くよう、対象に応じた情報提供手段の検討や情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、適切な情報提供を行います。

◆ 取組内容

3-2-① 情報提供の充実

取組の方向性	担当課
福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等を充実させ、きめ細かな情報の提供を行うとともに、各種SNSやメール配信サービスを活用し、様々な媒体の特性を活かしながら市政や地域の情報提供を行います。 また、情報発信に有効なSNS等のサービスがあれば積極的に導入し、各種SNSの利用者層に合った情報発信に努めます。	【市民総合相談室】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】

3-2-② 情報アクセシビリティの向上

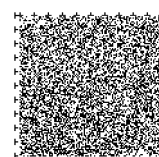
取組の方向性	担当課
広報紙やホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる環境を整備し、誰もが適切に情報を入手できるように提供方法の充実に努めます。	【広報広聴課】 【協働推進課】 【障がい福祉課】

3-2-③ 地域における情報提供の推進

取組の方向性	担当課
地域情報の提供手段として、回覧板、掲示板、チラシ配付等、一層の活用を図るとともに、関係機関との連携を図り、情報を入手する機会の拡充に努めます。	【全庁】

3-2-④ 情報の共有化と個人情報の保護

取組の方向性	担当課
地域課題に協働で取り組んでいくため、関係機関・団体等と連携を図り情報提供を行っていくとともに、プライバシーや個人情報保護の観点から、適切な情報の運用が図られるように配慮します。	【地域福祉課】 【生活福祉課】 【障がい福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】 【保健センター】



施策3. 分野、属性を越えたネットワーク強化

◆施策の方向性

高齢者や障がい者、子育て世代やひとり親家庭、外国籍市民、生活困窮者等、生活上の困難を抱える市民が地域において自立し、安心した生活を送ることができるよう、多機関の協働による包括的支援体制のさらなる充実に取り組みます。

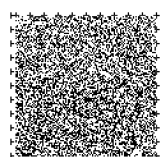
◆取組内容

3-3-① 生活困窮者への自立支援

取組の方向性	担当課
生活困窮者自立支援法に基づく支援に取り組むとともに、生活困窮者の抱える課題を把握し、必要な支援の在り方を検討します。 また、地域のなかで生活困窮者や世帯の持つ生活課題を発見し、関係機関と協力して必要な支援に繋ぐことができるネットワーク構築に取り組みます。	【地域福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】

3-3-② 地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進

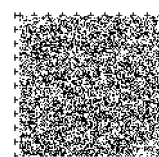
取組の方向性	担当課
福祉総合支援チームとコミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターを核として、複合的な課題を抱えた支援が必要な人の課題を整理し、支援機関の調整を行う迅速な相談の受入れとアウトリーチを重視した伴走型の支援を実施します。 また、生活支援コーディネーターがコミュニティソーシャルワーカーとともに地域資源の活用や新たな居場所づくり等を地域の力で立ち上げる支援を行います。	【収税課】 【市民総合相談室】 【地域福祉課】 【高齢福祉課】 【子育て支援課】



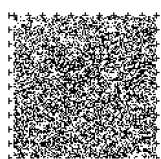
資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和4年度	
令和4年 6月24日	第1回地域福祉計画庁内策定・推進会議 ● 副会長の指名について ● 地域福祉計画(第5章)施策の展開の進捗状況について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画の策定スケジュールについて ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画の策定に伴うアンケート調査について
7月15日	第1回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 委嘱状交付及び諮問 ● 第2期ふじみ野市地域福祉計画(第5章)施策の展開の進捗状況について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画の策定スケジュールについて ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定に伴うアンケート調査について
8月25日～ 11月30日 (市民アンケートは9月5日～ 10月5日)	第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のためのアンケート調査実施 ● 市民アンケート(配布数 2,000 件、回収数 725 件、回収率 36.3%) ● 専門職等アンケート(配布数 332 件、回収数 183 件、回収率 55.1%)
8月下旬～ 12月上旬	関係団体ヒアリング調査実施 ■自治組織ヒアリング調査 専門職・地域福祉活動関係者調査票配布：令和4年8月～11月18日 ヒアリング調査：令和4年11月30日（自治組織連合会役員会終了後） ■社会とのつながりづくりに向けたヒアリング調査 事前シート配布時期：令和4年10月下旬～ ヒアリング実施期間：令和4年11月中旬～12月上旬 ■中学生ヒアリング調査 事前シート配布：令和4年10月上旬～中旬 ヒアリング実施：令和4年11月8日、10日
10月14日	第2回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定の進捗状況について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画に向けた意見交換 テーマ「多様な分野・機関のつながり促進」
令和5年 1月13日	第2回地域福祉計画庁内策定・推進会議 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画の策定に伴うアンケート・ヒアリング調査結果報告について ● 庁内各課への第2期計画進捗の調査シートの作成依頼について



年月日	内容
1月20日	第3回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 委嘱状交付 ● 第2回審議会のグループワークの結果共有 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための各種アンケート調査及びヒアリング調査の結果報告 ● 各調査の結果報告に係る意見交換
2月9日	第3回地域福祉計画庁内策定・推進会議(書面会議) ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための調査結果報告について
2月17日	第4回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための調査結果報告について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定のための調査結果報告書から見えた課題のまとめについて
令和5年度	
5月26日	第1回地域福祉計画庁内策定・推進会議 ● 副会長の指名について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画 骨子案について
7月7日	第1回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 委嘱状交付 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画 骨子案について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画の基本理念・基本目標について
8月25日～ 9月1日	第2回地域福祉計画庁内策定・推進会議(書面開催) ● 第2期ふじみ野市地域福祉計画の進捗状況について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画 総論の修正点について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画 素案について
9月29日	第2回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 第2期ふじみ野市地域福祉計画進捗状況について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画素案について
10月31日	第3回地域福祉計画庁内策定・推進会議 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画素案について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画パブリック・コメントの実施について
11月24日	第3回ふじみ野市地域福祉計画審議会 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画素案について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画概要版(案)について ● パブリック・コメントの実施について
12月20日～ 令和6年 1月18日	パブリック・コメント
1月31日	第4回地域福祉計画審議会 ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画パブリック・コメント募集結果について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画概要版(案)について ● 第3期ふじみ野市地域福祉計画答申(案)について
2月16日	第3期ふじみ野市地域福祉計画答申



2 ふじみ野市地域福祉計画審議会

○ふじみ野市地域福祉計画審議会条例

平成25年6月20日

条例第22号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、ふじみ野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を図るため、ふじみ野市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び推進について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関する知識又は経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 社会福祉、保健又は医療に従事する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

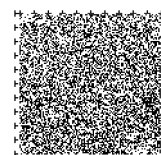
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(令4条例18・一部改正)

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。



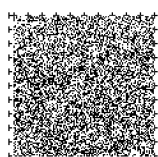
附 則
(施行期日)

- この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(任期の特例)
- この条例の施行の日以後最初に委嘱する審議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年7月13日までとする。

附 則 (令和4年条例第18号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○ふじみ野市地域福祉計画審議会委員名簿

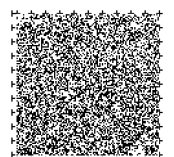
No.	氏名	選出区分	選出母体等	任期
1	山本 美香	1号 地域福祉に関する知識又は経験を有する者	東洋大学 教授	R3.7.1～R6.6.30
2	岡田 哲郎	1号 地域福祉に関する知識又は経験を有する者	高崎健康福祉大学 講師	R3.7.1～R6.6.30
3	奈良 環	1号 地域福祉に関する知識又は経験を有する者	文京学院大学 准教授	R3.7.1～R6.6.30
4	今野 悦也	2号 地域団体の代表者	ふじみ野市自治組織連合会	R3.7.1～R6.6.30
5	風間 和江	2号 地域団体の代表者	ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会	R3.7.1～R4.12.31
	市来 久美子			R5.1.1～R6.6.30
6	金田 友記	2号 地域団体の代表者	ふじみ野市PTA連合会	R4.7.1～R5.6.30
	関根 和也			R5.7.1～R6.6.30
7	當麻 俊輔	2号 地域団体の代表者	ふじみ野市商工会 青年部	R3.7.1～R6.6.30
8	山城いづみ	2号 地域団体の代表者	ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会	R3.7.1～R6.6.30
9	柳川 道子	3号 社会福祉、保健又は医療に従事する者	ふじみ野市社会福祉協議会	R3.7.1～R6.6.30
10	小林 和恵	3号 社会福祉、保健又は医療に従事する者	特定非営利活動法人 ふじみの国際交流センター	R3.7.1～R6.6.30
11	小菅 友美	3号 社会福祉、保健又は医療に従事する者	社会福祉法人 入間東部福祉会	R3.7.1～R6.6.30
12	村田 和也	3号 社会福祉、保健又は医療に従事する者	地域包括支援センターおおい	R3.7.1～R6.6.30
13	正田 実	3号 社会福祉、保健又は医療に従事する者	ハローワーク川越	R3.7.1～R5.6.30
	鹿島 貴彰			R5.7.1～R6.6.30
14	小泉 慎介	4号 公募市民	—	R3.7.1～R6.6.30



第3期ふじみ野市地域福祉計画答申書

第3期ふじみ野市地域福祉計画の策定について、当審議会で審議した結果、別添「第3期ふじみ野市地域福祉計画(案)」においては、概ね適正と認め、計画の推進に当たっては、次の意見を申し添えます。

- 1 本計画の周知を図り、市民にとって地域福祉が身近なものになるよう、地域福祉の重要性について、より一層普及・啓発に努めるようお願いします。
- 2 施策の実施に当たっては、市民一人ひとりが地域福祉の主体であり、個人の個性が尊重され、誰一人取り残されることのないよう地域で支え合うことを軸とし、市民、地域福祉関係団体、事業所等に協力や理解を得ながら、取組を推進するようお願いします。
- 3 本計画と社会福祉協議会が策定する「ふじみ野市地域福祉活動計画」とが車の両輪のように、相互に連携しながら支援施策を実行するようお願いします。
- 4 計画の進行管理については、定期的に点検・評価を行い、適正な見直しを行うようお願いします。



3 ふじみ野市地域福祉計画庁内策定・推進会議

○ふじみ野市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要綱

平成23年3月16日

訓令第8号

(設置)

第1条 ふじみ野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定及び推進を図るため、ふじみ野市地域福祉計画庁内策定・推進会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

（令3訓令6・一部改正）

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の素案の作成及び進行管理に関すること。
- (2) 関係部所管の施策の連携及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名するものをもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、会長が招集する。

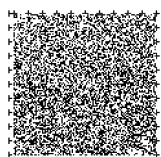
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（令3訓令6・一部改正）

(作業部会)

第5条 庁内会議に第2条の所掌事務を調査審議するため必要があるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる職にある者が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は部会員のうちから庁内会議の会長が指名する者をもって充て、副部会長は部会員の互選により定める者をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



6 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3訓令6・令4訓令9・一部改正)

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第34号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第24号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第26号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第22号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

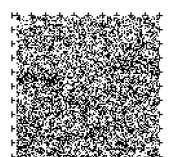
附 則 (令和4年訓令第9号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平24訓令34・平26訓令24・平27訓令3・平28訓令26・平29訓令22・令3訓令6・令4訓令9・一部改正)

経営戦略室長
危機管理防災課長
市民総合相談室長
協働推進課長
地域福祉課長
生活福祉課長
障がい福祉課長
高齢福祉課長
子育て支援課長
保健センター所長
都市計画課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長



第3期ふじみ野市地域福祉計画

発行年月：令和6年3月

発 行：埼玉県ふじみ野市

編 集：ふじみ野市福祉部 地域福祉課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

TEL 049-262-9028

FAX 049-261-5960

URL <http://www.city.fujimino.saitama.jp/>

